

第三十四回国会 地方行政委員会議録 第六号

(二二三)

昭和三十五年二月二十六日(金曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 濱地 文平君

理事飯塚 定輔君

理事田中 繁一君

理事吉田 重延君

理事坂上安太郎君

相川勝六君

高田富與君

山崎巖君

川村継義君

安井吉典君

出席國務大臣

太田一夫君

佐野憲治君

出席政府委員

木村行藏君

警察官

柏村信雄君

監視官

奥野誠亮君

総理府事務官

長官

後藤田正晴君

自治府事務官

長官

大蔵政務次官

大蔵事務官

専門員

圓地與四松君

二月二十四日
地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出第七四号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

道路交通法案(内閣提出第五八号)

別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出第七四号)

地方財政に関する件(昭和三十五年

度地方財政計画)

第六節 交差点における通行方法等(第三十四条第一項)

第三十八条

第七節 緊急自動車等(第三十一条)

九条第一项

第八節 徒行及び一時停止(第四十二条)

四十二条・第四十三

第九節 停車及び駐車(第四十一条)

四条第一项

第十節 燐火及び合図(第五十条)

二条第一项

第十一節 乗車、積載及び牽引(第五十五条)

二条第一项

第十二節 整備不良車両の運転の禁止等(第六十二条)

二条第一项

第十三節 運転者及び雇用者等の義務(第六十三条)

二条第一项

第十四章 運転者及び雇用者等の義務

二条第一项

第一節 運転者の義務(第六十一条)

四条第一项

第二節 交通事故の場合の措置(第七十二条)

二条第一项

第三節 道路における禁止行為(第七十三条)

二条第一项

第四節 速度(第二十二条)

二条第一项

第五節 横断等の禁止(第二十三条)

二条第一项

第六節 踏切の通過(第三十三

条)

目次

- 第一章 総則(第一条~第九条)
- 第二章 歩行者の通行方法(第十条)
- 第三章 車両及び路面電車の交通(第十一章)
- 第四章 運転者及び雇用者等の義務(第十二章)
- 第五章 道路の使用等(第十三章)
- 第六章 自動車及び原動機付自転車の運転免許(第十四章)
- 第七章 駐車場の運転免許(第十五章)
- 第八章 罰則(第百五十五条)
- 第九章 附則(第百五十六条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、道路における危険を防止し、その他交通安全と円滑を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路、道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第八項に規定する自

動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

二 歩道 歩行者の通行の用に供するため縁石線又はさくその他のこれに類する工作物によつて区画された道路の部分をいう。

三 車道 車両の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工作物によつて区画された道路の部分をいう。

四 横断歩道 道路標識及び道路標示により歩行者の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分をいう。

五 交差点 十字路、丁字路その他二以上の道路が交わる場合における当該二以上の道路(歩道と車道の区別のある道路においては、車道)の交わる部分をいう。

六 安全地帯 路面電車に乗降する者若しくは横断している歩行者の安全を図るために道路に設けられた島状の施設又は道路標識及び道路標示により安全地帯であることが示されている道路の部分をいう。

七 車両通行区分帯 車両が定められた通行の区分に従い道路の定められた部分を通行すべきこととが道路標示により示されてい場合における当該道路標示により示されている道路の部分をいう。

八 車両	自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
九 自動車	原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車以外のものをいう。
十 原動機付自転車	總理府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車をいう。
十一 軽車両	自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(そり及び牛馬を含む。)であつて、小児用の車以外のものとをいう。
十二 トロリーバス	架線から供給される電力により、かつ、レールによらないで運転する車をいう。
十三 路面電車	レールにより運転する車をいう。
十四 信号機	人力又は電気により操作され、かつ、道路の交通に関する、文字又は燈火により進め、注意、止まれ又はその他の信号を表示する装置をいう。
十五 道路標識	道路の交通に関する車体の大きさ及び構造並びに原動機の大きさを基準として、大型自動車、普通自動車、特殊自動車、自動三輪車、自動二輪車(側車付きのものを含む。以下同じ。)及び軽自動車に区分する。
十六 道路標示	道路の交通に関する車両にえがかれた道路記号又は文字をいう。

十七 運転	道路において、車両又は路面電車(以下「車両等」という)をその本来の用い方に従つて用いることをいう。
十八 駐車	車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他他の理由により継続的に停止すること(貨物の積卸しのための停止で五分をこえない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く)、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者(以下「運転者」という)がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。
十九 停車	車両等が停止することとで駐車以外のものとをいふ。
二十 � 徒 行	車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいふ。
二十一 追越し	車両が他の車両等に追いついた場合において、その進路を変えてその追いついた車両等の側方を通過し、かたまた、当該車両等の前方に出ることをいふ。
二十二 横断歩道	(自動車等の種類)

第三条	自動車は、總理府令で定める車体の大きさ及び構造並びに原動機の大きさを基準として、大型自動車、普通自動車、特殊自動車、自動三輪車、自動二輪車(側車付きのものを含む。以下同じ。)及び軽自動車に区分する。
第四条	都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)又はその委任を受けた者は、道路における危険を防止し、その他の交通の安全と円滑を図るために必要な措置を講ずるときは、信号機を設置し、及び管理することができる。
第五条	道路を通行する歩行者(小児用の車を含む。以下同じ。)又は車両等は、信号機の表示する信号に従わなければならぬ。
第六条	(警察官の手信号等に従う義務)
第七条	警察官は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な措置を講ずるときは、當該道路につき、区間を定めて、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。
第八条	公安委員会は、政令で定めるところにより、道路標識又は道路標示(以下この条及び第七十六条において「道路標識等」という。)を設置することができる。
第九条	公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な措置を講ずるときは、當該道路署長に行なわせることができる。
第十条	歩行者は、歩道と車道の区別のない道路においては、道路の

2	警察官は、道路における危険を防除し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるとときは、信号機の表示する信号にかかるわらず、これと異なる意味を表示する手信号等をすることができる。この場合において、歩行者又は車両等は、當該警察官の手信号等に従わなければならない。
3	警察官は、道路における危険を防除するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。
4	(道路の管理に対する通知)
第五条	公安委員会又は警察署長は、道路法による道路について、

第六条	警察官は、車両等の通行が著しく停滞したことにより道路に
第七条	前条第一項又は第二項の規定により通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間(期間を定めないと認めると、當該道路の管理者に通知する)及び理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、當該道路の管理者に通知するといひ。
第八条	前条第一項又は第二項の規定により通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ、當該道路の管理者に通知するといひ。
第九条	前条第一項又は第二項の規定により通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ、當該道路の管理者に通知するといひ。
第十条	歩行者は、歩道と車道の区別のない道路においては、道路の

右側端に寄つて通行しなければならない。

2 歩行者は、歩道と車道の区別のある道路においては、次の各号に掲げる場合を除き、歩道を通行しなければならない。

二 道路工事等のため歩道を通行することができないとき、その他やむを得ないとき。

(行列等の通行)

第十一条 学生生徒の隊列、葬列その他の行列(以下「行列」という)及び歩行者の通行を妨げるおそれのある者で、政令で定めるものは、前条第二項の規定にかかるわらず、歩道と車道の区別のある道路においては、車道をその右側端に寄つて通行しなければならない。

2 前項の政令で定める行列以外の行列は、前条第二項の規定にかかるわらず、歩道と車道の区別のある道路において、車道を通行することができる。この場合においては、車道の右側端に寄つて通行しなければならない。

3 警察官は、道路における危険を防止し、その他交通安全のため必要があると認めると認めたことを命ずることができる。この場合においては、車道の右側端に寄つて通行しなければならない。

3 警察官は、道路における危険を防ぐことを命ずることができる。

(横断歩道及び横断の方法)

第十二条 公安委員会は、歩行者の横断の安全を図るために横断歩道を設けることができる。

2 歩行者は、道路を横断しようとするときは、前項の横断歩道がある場所の附近においては、その横断歩道によつて道路を横断しなければならない。

3 歩行者は、斜めに道路を横断してはならない。

(横断の禁止の場所)

第十三条 歩行者は、車両等の直前又は直後で道路を横断してはならない。ただし、横断歩道によつて道路を横断するとき、又は信号機の表示する信号若しくは警察官の手信号等に従つて道路を横断するときは、この限りでない。

(通則)

第一節 通則

第十六条 道路における車両及び路面電車の交通方法については、この章の定めるところによる。

2 この章の規定の適用については、自動車又は原動機付自転車により他の車両を牽引する場合における当該牽引される車両は、その牽引する自動車又は原動機付自転車の一部とする。

2 道路における車両の通行が禁止されているときは、当該車両の左側部分の幅員が当該車両の通行のため十分なものでないとき。

3 当該車両が道路の損壊、道路工事その他の障害のため当該道路の左側部分を通行することができないとき。

4 当該道路の左側部分の幅員が三メートルに満たない道路において、他の車両を追い越すことができないとき。

5 前項第一号に掲げる自動車及びトロリーバス相互の間、同項第二号に掲げる自動車相互の間又は同項第三号に掲げる原動機付自転車相互の間の通行の優先順位は、第二十二条第一項の規定に基づく政令又は軌道法(大正十年法律第七十六号)第十四条(同法第三十一条)において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づく命令で定める最高速度の順序による。

(並進する場合の通行区分)

第十七条 車両は、歩道と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ないときは、歩道を横断することができる。

2 前項ただし書の場合において、車両は、歩道に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

3 車両は、道路(歩道と車道の区別のある道路においては、車道。以下この章において同じ。)の中央

自ら若しくはこれに代わる監護者が付き添わいで幼児を歩行させなければならない。

2 道路の軌道敷を除いた部分の中央。以下この章において同じ。)から左の部分(以下「左側部分」という。)を通行しなければならない。

3 車両は、安全地帯に入つてはならない。

(通行方法の指示)

第十五条 警察官は、第十二条第二項若しくは第三項又は第十三条の規定に違反して道路を行っている歩行者に対し、当該各

条に規定する通行方法によるべきことを指示することができる。

第三章 車両及び路面電車の

(交通方法)

第一節 通則

第十六条 道路における車両及び路面電車の交通方法については、この章の定めるところによる。

2 この章の規定の適用については、自動車又は原動機付自転車により他の車両を牽引する場合における当該牽引される車両は、その牽引する自動車又は原動機付自転車の一部とする。

2 当該道路において一定の方向に走行する車両の通行が禁止されているときは、当該車両の左側部分の幅員が当該車両の通行のため十分なものでないとき。

3 当該車両が道路の損壊、道路工事その他の障害のため当該道路の左側部分を通行することができないとき。

4 当該道路の左側部分の幅員が三メートルに満たない道路において、他の車両を追い越すことができないとき。

5 前項第一号に掲げる自動車及びトロリーバス相互の間、同項第二号に掲げる自動車相互の間又は同項第三号に掲げる原動機付自転車相互の間の通行の優先順位は、第二十二条第一項の規定に基づく政令又は軌道法(大正十年法律第七十六号)第十四条(同法第三十一条)において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づく命令で定める最高速度の順序による。

(並進する場合の通行区分)

第十七条 車両は、歩道と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ないときは、歩道を横断することができる。

2 前項ただし書の場合において、車両は、歩道に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

3 車両は、道路(歩道と車道の区別のある道路においては、車道。以下この章において同じ。)の中央

(軌道が道路の側端に寄つて設けられている場合においては、当該車両の軌道敷を除いた部分の中央。以下この章において同じ。)から左の部分(以下「左側部分」という。)を通行しなければならない。

2 道路の軌道敷を除いた部分の中央。以下この章において同じ。)から左の部分(以下「左側部分」という。)を通行しなければならない。

3 車両は、安全地帯に入つてはならない。

(通行の優先順位)

第十八条 車両相互の間の通行の優先順位は、次の順序による。

1 自動車(自動二輪車及び軽自動車を除く。)及びトロリーバス

2 自動二輪車及び軽自動車

3 原動機付自転車

4 軽車両

5 車両は、安全地帯に入つてはならない。

(通行の優先順位)

第十九条 当該道路の左側部分の幅員が三メートルをこえる道路において、自動車(自動二輪車、軽自動車及び原動機付自転車は当該道路の左側部分の中央を、軽車両は

スは当該道路の中央寄り又は左側部分の中央を、自動二輪車、軽自動車及び原動機付自転車は当該道路の左側部分の中央を、軽車両は

通行しなければならない。ただ

し、追越しをするとき、第二十七条
若しくは第四十条第二項の規定
により一時進路を譲るとき、第三
十四条第一項、第二項若しくは第
三項の規定により道路の左側若し
くは中央に寄るとき、又は第四十
一条第一項の規定により道路の左側
に寄るときは、この限りでない。

(車両通行区分帯)
第二十条 公安委員会は、車両の交
通の円滑を図るために政令で定める
基準により、車両通行区分帯を設
けることができる。

2 車両は、車両通行区分帯の設け
られた道路においては、前条の規
定にかかわらず、車両通行区分帯を設
けて行なうことができる。当該車両通行
区分帯を通行しなければならない。

3 公安委員会は、交通の状況によ
り特に必要があると認めるとき
は、車両通行区分帯について前項
の政令で定める通行の区分と異な
る通行の区分を指定することがで
きる。この場合において、車両
は、当該通行の区分に従い、当該
車両通行区分帯を通行しなければ
ならない。

4 車両は、追越しをするとき、第
三十四条第一項、第二項若しくは
第三項の規定により道路の左側若し
くは中央に寄るとき、第四十条
第二項及び前項後段の規定によ
らないことができる。

(軌道敷内の通行)

第二十一条 車両（トロリーバスを
除く。以下この条及び次条におい
て同じ。）は、左折し、右折し、横
断し、若しくは転回するため軌道
敷を横切る場合又は危険防止のた
めやむを得ない場合を除き、軌道
敷内を通行してはならない。

2 車両は、次の各号に掲げる場合
においては、前項の規定にかかる
らず、軌道敷内を通行することが
できる。この場合において、車両
は、路面電車の通行を妨げてはな
らない。

一 当該道路の左側部分から軌道
敷を除いた部分の幅員が当該車
両の通行のため十分なものでな
いとき。
二 当該車両が、道路の損壊、道
路工事その他の障害のため当該
道路の左側部分から軌道敷を除
いた部分を通行することができ
ないとき。

三 公安委員会が、交通のひんば
んな道路について、当該道路に
おける車両の通行の円滑を図る
ため特に必要があると認めて場
所及び必要に応じて時間又は通
行の方法を指定した場合におい
て、もつぱら人を運搬する構造
の普通自動車が当該指定に従い
通行するとき。

3 軌道敷内を通行する車両は、後
方から路面電車が接近してきたと
きは、当該路面電車の正常な運行
に支障を及ぼさないように、すみ
やかに軌道敷外に出るか、又は當

該路面電車から必要な距離を保つ
ようしなければならない。

(車両の最高速度)

第二十二条 車両が道路を通行する
場合の最高速度は、政令で定め
る。

2 公安委員会は、区域又は道路の
区間を指定し、当該区域内の道路
又は該道路の区間を通行する車
両について、前項の規定に基づく
政令で定める最高速度と異なる最
高速度を定めることができる。こ
の場合において、前項の規定に基
づく政令で定める最高速度をこれ
よりも高めようとするときは、
公安委員会は、該道路の管
理者の意見をきかなければならな
い。

(路面電車等の最高速度)
第二十三条 公安委員会は、道路に
おける危険を防止し、その他交通
の安全を図るために特に必要があ
ると認めるときは、区域又は道路
の区間を指定し、当該区域内の道
路又は該道路の区間を通行する
所及び必要に応じて時間又は通
行の方法を指定した場合におい
て、普通自動車が当該指定に従い
通行する最高速度をこれと同一
の範囲内で、これと異なる最高速
度を定めることができる。

(最低速度)

第二十四条 自動車が、高速自動
車国道（高速自動車国道法（昭和
三十二年法律第七十九号）第四
条第一項に規定する道路）をいう。

以下同じ。）を通行する場合の最低
速度は、政令で定める。

2 公安委員会は、道路における交
通の円滑を図るために特に必要が
あると認めるときは、道路（高速
自動車国道を除く。）の区間を指
定し、当該道路の区間を通行する
自動車について、最低速度を定め
ることができる。

(横断等の禁止)

第二十五条 車両は、歩行者又は他
の車両等の正常な交通を妨害する
行為をしてはならない。これがある
ときは、横断し、転回し、又は後退
してはならない。他の車両等の正常
な交通を妨害する危険を防止し、そ
の他の交通の安全と

おそれがあるときは、横断し、転
回し、又は後退してはならない。
2 公安委員会は、道路における危
険を防止し、その他の交通の安全と
認めるとときは、道路の区間を指定
し、当該道路の区間ににおける車両
の横断、転回又は後退を禁止する
ことができる。

(車両距離の保持)

第二十六条 車両等は、同一の進路
を進行している他の車両等の直後
を進行するときは、その直前の車
両等が急に停止したときにおいて
もこれを追突するのを避けること
ができるため必要な距離を、これ
から保たなければならない。

(追越しの方法)

第二十七条 車両は、他の車両を追
い越すとするときは、当該車両が追いつ
いた路面電車の左側を通行しなけ
ればならない。ただし、軌道が道
路の左側端に寄つて設けられてい
るときは、この限りでない。

2 車両は、路面電車を追い越す
とするときは、当該車両が追いつ
いた路面電車の左側を通行しなけ
ればならない。ただし、軌道が道
路の左側端に寄つて設けられてい
るときは、この限りでない。

3 前二項の場合においては、追
越しをしようとする車両（以下次条
において「後車」という。）は、反
対の方向からの交通及び前車又は
路面電車の前方の交通にも十分に

下「乗合自動車」という。）及びトロ
リーバスを除く。）は、車両通行区分
帯の設けられた道路を通行する
場合を除き、第十八条に規定する
通行の優先順位（以下「優先順位」
といふ。）が先である車両に追いつ
かれ、かつ、道路の中央との間に
その追いついた車両が通行するの
に十分な余地がない場合において
は、道路の左側に寄つてこれに進
路を譲らなければならない。優先
順位が同じであるか又は後である
車両に追いつかれ、かつ、道路の
中央との間にその追いついた車両
が通行するのに十分な余地がない
場合において、その追いついた車
両の速度よりもおそい速度で引き
続しこよろとするととも、同様とす
る。

注意し、かつ、前車又は路面電車の速度及び進路並びに道路の状況に応じて、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。

(追越しを禁止する場合)

第二十九条 後車は、前方にある自動車又はトロリーバス(以下この条及び次条において「自動車等」という)が他の自動車等と並進しているときは、追越しをしてはならない。

2 後車は、前車が他の自動車等を追い越そうとしているときは、追い越しをしてはならない。

(追越しを禁止する場合)

第三十条 自動車等は、交差点、道路上附近、勾配の急な下り坂又は公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るために必要があると認めて指定した場所においては、他の自動車等を追い越してはならない。

2 原動機付自転車又は軽車両は、前項の場所においては、原動機付自転車にあつては他の原動機付自転車又は自動車等を、軽車両については他の車両を追い越してはならない。

おいて当該路面電車の左側を横断し、若しくは横断しようとしているものがいなくなるまで、当該路面電車の後方で停止しなければならない。ただし、路面電車に乗降する者の安全を図るため設けられた安全地帯があるとき、又は当該路面電車に乗降する者がいない場合において当該路面電車の左側に当該路面電車から一・五メートル以上の間隔を保つことができるときは、徐行して当該路面電車の左側を通過することができる。

第三十二条 車両は、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、停止し、若しくは停止しようとして徐行してある車両等又はこれらに続いて停止し、若しくは徐行している車両等に追いついたときは、その前方にある車両等の側方を通過して当該車両等の前方に割り込み、又はその前方を横切ってはならない。

2 後車は、前車が他の自動車等を追い越そうとしているときは、追い越しをしてはならない。

が閉じようとして、若しくは閉じている間又は踏切の警報機が警報している間は、当該踏切入りつては進行を妨げてはならない。

第六節 交差点における通行方法等

(左折又は右折)

第三十四条 車両は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側に寄り、かつ、徐行しなければならない。

2 自動車、第二種原動機付自転車又はトロリーバスは、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央に寄り、かつ、交差点の中心の直近の内側(公安委員会が交差点の状況により、特に必要があると認めて指定した場所においては、外側)を徐行しなければならない。

3 第一種原動機付自転車又は軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側に寄り、かつ、交差点の側端に沿つて徐行しなければならない。

4 左折又は右折しようとする車両が、前三項の規定により、それぞれ道路の左側又は中央に寄ろうとして手又は方向指示器による合図をしたときは、その後方にある車両は、当該合図をした車両の進行を妨げてはならない。

(踏切の通過)

第五節 踏切の通過

第三十五条 車両等は、踏切を通過する場合において、踏切の遮断機から降りた者で当該車両の前方に

路から当該交差点に入っている車両等があるときは、当該車両等の進行を妨げてはならない。

第七節 緊急自動車等

(緊急自動車の通行区分等)

第三十六条 車両等は、交通整理の行なわれていない交差点に入ろうとする場合において、左方の道路から同時に当該交差点に入ろうとしている優先順位が同じである車両があるときは、当該車両の進行を妨げてはならない。

2 車両等は、交通整理の行なわれない交差点又はその附近において歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはならない。

3 前項の場合において、幅員が広い道路の幅員よりもこれと交差する道路の幅員が明らかに広いものであるときは、徐行しなければならない。

4 前項の場合において、幅員が広い道路から当該交差点に入ろうとする車両等があるときは、車両等は、幅員が広い道路にある当該車両の進行を妨げてはならない。

(広い道路にある車両等の優先)

第八節 車両等は、交通整理の行なわれない交差点に入ろうとする場合において、既に他の道

は、前条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

(直進及び左折車両等の優先)

第三十七条 車両等は、交差点で右折する場合において、当該交差点において直進し、又は左折しようとする車両等があるときは、第三十五条第一項又は第二項の規定にかかるらず、当該車両等の進行を妨げてはならない。

2 車両等は、交差点で直進し、又は左折しようとするときは、当該交差点において既に右折している車両等の進行を妨げてはならない。

3 車両等は、交通整理の行なわれない交差点に入ろうとする場合において、左方の道路から同時に当該交差点に入ろうとしている優先順位が同じである車両があるときは、当該車両の進行を妨げてはならない。

4 車両等は、交通整理の行なわれない交差点又はその附近において歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはならない。

(緊急自動車の通行区分等)

第九節 緊急自動車(消防自動車、救急自動車その他の政令で定める自動車で、当該緊急用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下同じ。)

は、第十七条第四項に規定する場合のほか、追越しをするためその他やむを得ない必要があるとき

第一類第一号

地方行政委員会議録第六号 昭和三十五年二月二十六日

五

は、同条第三項の規定にかかる限り、道路の右側部分をできる限り道路の中央に寄つて通行することができる。

2 緊急自動車は、第十九条の道路を通行するときは、同条の規定にかかるわらず、当該道路の中央寄りを通行しなければならない。

3 緊急自動車は、法令の規定により停止しなければならない場合においても、停止することを要しない。この場合においては、他の交通に注意して徐行しなければならない。

(緊急自動車の優先)

第四十条 交差点又はその附近において、緊急自動車が接近してきたときは、路面電車は交差点を避け、車両(緊急自動車を除く。以下この条において同じ。)は交差点を避け、かつ、道路の左側に寄つて一時停止しなければならない。

2 前項以外の場所において、緊急自動車が接近してきたときは、車両は、道路の左側に寄つて進路を譲らなければならない。

(緊急自動車等の特例)

第四十一条 緊急自動車についての規定は、第二十九条、第三十条第一項並びに第三十四条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 前項に規定するもののはか、第六十八条の規定に違反する車両等を取り締まる場合における緊急自動車については、同条の規定は、適用しない。

3 もつばら交通の取締りに従事する自動車で總理府令で定めるもの

については、第十九条並びに第二十条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

(第八節 徐行及び一時停止)

第四十二条 車両等は、交通整理のため停止しない交差点で左右の見とおしのきかないもの、道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近、勾配の急な下り坂又は公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めて指定した場所においては、徐行しなければならない。

(指定場所における一時停止)

第四十三条 交差点に入らうとする車両等は、公安委員会が道路又は交通の状況により特に必要があると認めて指定した場所においては、一時停止しなければならない。ただし、当該交差点においては、一時停止しなければならない。

(第九節 停車及び駐車)

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条 車両は、次の各号に掲げる道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車してはならない。

(緊急自動車等の特例)

第四十五条 車両は、次の各号に掲げる道路の部分においては、駐車してはならない。

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十六条 車両は、公安委員会が、道路の左側端の区別のない道路においては、駐車してはならない。

2 車両は、第四十九条第一項の規定により駐車する場合に当該車両の右側の道路上に三・五メートル以上の全地がないこととなる場所においては、駐車してはならない。ただし、貨物の積卸しを行なう場合で運転者がその車両を離れないとき、若しくは運転者がその車両を離れたが直ちに運転に従事することができる状態にあると認められるときは、この限りでない。

3 車両は、次の各号に掲げる道路の部分においては、駐車してはならない。

4 車両は、第四十九条第一項の規定若しくは警察官の命令によると認められる場合は、前項の規定にかかるわらず、当該場所について公安委員会が定める方法によつて駐車しなければならない。

5 車両は、公安委員会が、道路の左側端の区別のある道路においては、駐車してはならない。ただし、乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間調整するため駐車するときは、この限りでない。

6 車両は、駐車時間の制限による停車及

一 交差点、横断歩道、踏切又は軌道敷内

二 交差点の側端又は道路のまがりかどから五メートル以内の部分

三 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

四 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分

五 消火栓又は消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から五メートル以内の部分

六 火災報知機から一メートル以内の部分

七 前各号に掲げるもののほか、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要なと認められる場合は、この限りでない。

(停車の方法)

第四十七条 車両は、人の乗降又は貨物の積卸しのため停車するときは、できる限り道路の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようにならなければならない。

ただし、一定の方向にする車両の通行が禁止されている道路においては、道路の右側端に沿つて停車することができる。

(駐車の方法)

第四十八条 車両は、道路の左側端(歩道と車道の区別のある道路においては、道路の左側端から道路の中央に〇・五メートル寄つた線)に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようにならなければならない。

(駐車の時間)

第四十九条 公安委員会は、道路又は交通の状況により特に必要があると認めて指定した場所においては、前項の規定にかかるわらず、当該場所について公安委員会が定める方法によつて駐車しなければならない。

(駐車時間の制限)

第五十条 公安委員会は、道路又は交通の状況により特に必要があると認めるときは、場所を指定し、当該場所において同一の車両が引き続き駐車することができる時間の制限することができる。

(路上駐車場における停車又は駐車の禁止等)

第五十条 公安委員会は、駐車場法(昭和三十二年法律第六号)第二条第一号の路上駐車場(以下この

条において「路上駐車場」という。)が設けられている場所を第四十四条第六号又は第四十五条第一項第七号に掲げる停車及び駐車を禁止する場所又は駐車を禁止として指定しようとするときは、

期間を定めてしなければならない。

2 前項の場合において、公安委員会は、その指定しようとする旨及び指定の期間について、あらかじめ、当該路上駐車場を設置した道路の管理者である地方公共団体の意見をきかなければならぬ。

3 緊急を要する場合で、あらかじめ、当該地方公共団体の意見をきくい、当該路上駐車場を設置した道路の管理者である地方公共団体の意見をきかなければならぬ。

(違法駐車に対する措置)

第五十一条 車両(トロリーバスを除く。以下この条において同じ。)が第四十四条、第四十五条若しくは第四十八条の規定又は第四十九条の規定による公安委員会の処分に違反して駐車していると認められる場合において、当該車両が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるとき、警察官は、

下この条において「運転者等」といふ条において「所有者等」というの条に対し、保管を始めた日時及び保

う。)に対し、当該車両の駐車の方

法を変更し、又は当該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべきことを命ずることができ

る。

2 前項の場合において、当該車両が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあり、かつ、現場に当該車両の運転者等がないときには、警察官は、道路における交通の危険を止め、又は著しく交通の妨害となるおそれがあるとき、政令で定めるところにより、政令で定めた事項を公示しなければならぬ。

3 緊急を要する場合において、当該車両の運転者等がいないときには、警察官は、当該車両の運転を防止し、又は交通の円滑を図るために必要な限度において、当該車両の駐車の方法の変更その他必要な措置をとり、又は当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルを超えない道路上の場所に当該車両を移動することができる。

4 前項の規定により車両の移動をしようとする場合において、当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルをこえない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないときは、警察官は、当該車両が駐車している場所を管轄する警察署長にその旨を報告しなければならない。

5 警察署長は、前項後段の規定に従う。この場合において、警察署長は、当該車両を保管したときは、当該車両の所有者又は使用者(以下この条において「所有者等」という。)に対し、保管を始めた日時及び保

管の場所を通知する等すみやかに当該車両を所有者等に返還するため必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、政令で定めるところにより、政令で定めた事項を公示しなければならぬ。

6 前二項に規定する車両の移動、車両の保管、公示等に要した費用は、当該車両の返還を受けるべき所有者等の負担として、その費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を適用す

る。

(第十節 燈火及び合図)

第五十二条 車両等は、夜間(日没時から日出までの時間)を除く。以下の条において同じ。)道路に掲げる場合には、警音器を鳴らさなければならない。

1 左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂においては、政令で定めるところにより、前照燈、車幅燈、尾燈その他の燈火をつけなければならない。政令で定める場合には、夜間以外の時間にあっても、同様とする。

2 車両等が、夜間(前項後段の場合を含む)、他の車両等と行き違う場合において、他の車両等の交渉ができる。この場合において、警察署長は、当該車両を保管しなければならない。

2 山地部の道路その他の曲折が多い道路について公安委員会が指定した区間ににおける左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上を通行しようとするとき。

3 車両に乗車する者は、当該車両の運転者が前二項の規定に違反することとなるよう方法で乗車をしてはならない。

(乗車又は積載の方法の特例)

第五十六条 車両の運転者は、当該車両の出発地を管轄する警察署長(以下第五十八条までにおいて「出発地警察署長」という。)が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて積載の場所を指定して許可をしたときは、前条第一項の規定にかかる

し、右折し、横断し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は燈火により合図をし、かつ、これらの行為が終まるまで当該合図を継続しなければならない。

2 前項の合図を行なう時期及び合図の方法について必要な事項は、政令で定める。

(音響器の使用等)

第五十四条 車両等(自転車以外の軽車両を除く。以下この条において同じ。)の運転者は、次の各号に掲げる場合には、警音器を鳴らさなければならない。

2 車両の運転者は、運転者の視野から当該車両の方向指示器、車両の番号標、制動燈、尾燈若しくは後部反射器を確認しができないこととなるような乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。

3 車両に乗車する者は、当該車両の運転者が前二項の規定に違反することとなるよう方法で乗車をしてはならない。

第十一節 乗車、積載及び牽引

(乗車又は積載の方法)

第五十五条 車両の運転者は、当該車両の乗車のために設備された場所以外の場所に乗車させ、又は乗車若しくは積載のために設備された場所以外の場所に積載して車両を運転してはならない。ただし、もつぱら貨物を運搬する構造の自動車(以下次条及び第五十七条において「貨物自動車」という。)で貨物を積載しているものにあつては、当該貨物を看守するため必要な最小限度の人員をその荷台に乗車させて運転することができる。

(以下次条及び第五十七条において「貨物自動車」という。)で貨物を積載しているものにあつては、当該貨物を看守するため必要な最小限度の人員をその荷台に乗車させて運転することができる。

2 車両の運転者は、運転者の視野から当該車両の方向指示器、車両の番号標、制動燈、尾燈若しくは後部反射器を確認しができないこととなるような乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。

(乗車又は積載の方法の特例)

第五十七条 車両の運転者は、当該車両の出発地を管轄する警察署長(以下第五十八条までにおいて「出発地警察署長」という。)が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて積載の場所を指定して許可をしたときは、前条第一項の規定にかかる

らず、当該車両の乗車又は積載のために設備された場所以外の場所で指定された場所に積載して車両を運転することができる。

2 貨物自動車の運転者は、出発地警察署長が道路又は交通の状況により支障がないと認めて重量又は容量を限つて許可をしたとき、許可をしたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該許可に係る人員の範囲内で当該貨物自動車の荷台に乗車させて貨物自動車を運転することができる。

第五十七条 車両(軽車両を除く。)

(乗車又は積載の制限等)

2 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通安全を図るために必要なと認めるときは、軽車両の乗車人員又は積載重量若しくは積載容量の制限を定めることとする。ただし、第五十五条第一項ただし書の規定により、又は前条第二項の規定による許可を受けて貨物自動車の荷台に乗車させる場合にあつては、当該制限をこえる乗車をさせて運転することができる。

3 貨物自動車の運転者は、前項の規定により許可をしたときは、出発地警察署長は、政令で定めるところにより、当該許可に付するため必要な条件を付することができる。

4 (自動車の牽引制限)

2 第一項の許可証の様式その他制定外許可の手続について必要な事項は、総理府令で定める。

3 自動車の運転者は、牽引するため必要なものであるため第一項本文の政令で定める積載重量若しくは積載容量の制限又は前項の規定に基づき公安委員会が定める積載重量若しくは積載容量をこえることとなる場合において、出発地警察署長が当該車両の

構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて重量又は容量を限つて許可をしたとき、許可をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該許可に係る重量及び容量の範囲内で当該制限をこえる積載をして車両を運転することができる。

4 車両の運転者は、第一項本文又は前項の規定にかかわらず、当該許可に係る重量及び容量の範囲内で当該制限をこえる積載をして車両を運転することができる。

第五十八条 出発地警察署長は、第五十六条又は前条第三項の規定による許可(以下この条において「制限外許可」という。)をしたときは、許可証を交付しなければならない。

2 前項の規定により許可証の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る車両の運転中、当該許可を携帯していなければならぬ。

3 制限外許可を与える場合において、必要があると認めるときは、出発地警察署長は、政令で定めるところにより、当該許可に付するため必要な条件を付することができる。

4 第一項の許可証の様式その他制定外許可の手続について必要な事項は、総理府令で定める。

5 第三項の許可証の様式その他第二項ただし書の許可の手続について必要な事項は、総理府令で定める。

(自動車の牽引制限)

2 第一項の許可証の様式その他制定外許可の手続について必要な事項は、総理府令で定める。

3 自動車の運転者は、牽引するため必要なものであるため第一項本文の政令で定める積載重量若しくは積載容量の制限又は前項の規定に基づき公安委員会が定める積載重量若しくは積載容量をこえることとなる場合において、出発地警察署長が当該車両の

て、政令で定めるところにより当該自動車を牽引するときは、この限りでない。

2 自動車の運転者は、他の車両を牽引する場合においては、自動二輪車又は軽自動車によつて牽引するときは、一台をこえる車両を、その他の自動車によつて牽引するときは二台をこえる車両を牽引してはならず、また、牽引する自動車の前端から牽引される車両の後端(牽引される車両が二台のときは二台目の車両の後端)までの長さが二十五メートルをこえることとなるときは、牽引をしてはならない。ただし、公安委員会が当該自動車について、道路を指定し、又は時間を限つて牽引の許可をしたときは、この限りでない。

3 前項ただし書の規定による許可をしたときは、公安委員会は、許可証を交付しなければならない。

4 前項の規定により許可証の交付を受けた自動車の運転者は、当該許可に係る牽引中、当該許可証を携帯していなければならぬ。

5 第三項の許可証の様式その他第二項ただし書の許可の手続について必要な事項は、総理府令で定める。

(自動車の牽引制限)

2 第一項の許可証の様式その他制定外許可の手続について必要な事項は、総理府令で定める。

3 自動車の運転者は、牽引するため必要なものであるため第一項本文の政令で定める積載重量若しくは積載容量の制限又は前項の規定に基づき公安委員会が定める積載重量若しくは積載容量をこえることとなる場合において、出発地警察署長が当該車両の

(危険防止の措置)

第六十一条 警察官は、車両等の乗車、積載又は牽引について危険を防止するため特に必要があると認めることは、当該車両等を停止させ、及び当該車両等の運転者に対する危険を防止するため必要な応急の措置をとることを命ずることができる。

2 前項の場合において、警察官は、当該車両の運転者に対し、道路における危険を防止し、その他の安全を図るために必要な応急の措置をとることを命じ、また、応急の措置によつては必要な整備をすることができないと認められる車両(以下この条において「故障車両」という。)については、当該故障車両の運転を繼續してはならない旨を命ずることができる。

3 前項の場合において、当該故障車両の整備不良の程度及び道路又は交通の状況により支障がないと認めるときは、警察官は、前条の規定にかかわらず、当該故障車両を整備するため必要な限度において、区間及び通行の経路を指定し、その他道路における危険を防止するため必要な条件を付して当該故障車両を運転することを許可することができる。この場合において、警察官は、許可証を交付しなければならない。

4 警察官は、第二項の規定による措置をとつたときは、当該故障車両の運転者に対し、当該故障車両について整備をする事項を記載した文書を交付し、かつ、当該故障車両の前面の見やすい箇所に標章をはりつけなければならない。

5 警察官は、前項の措置をとつたときは、その旨を当該措置をとつた

2 第一項の許可証の様式その他制定外許可の手続について必要な事項は、総理府令で定める。

3 自動車の運転者は、牽引するため必要なものであるため第一項本文の政令で定める積載重量若しくは積載容量の制限又は前項の規定に基づき公安委員会が定める積載重量若しくは積載容量をこえることとなる場合は、自動車以外の車両の牽引(以下この条において同じ。)が運転されているときには、自動車以外の車両によつてする牽引の制限について定めることがやむを得ない場合においては、出発地警察署長が当該車両の

動車検査証(道路運送車両法第六十条の自動車検査証をいう。)その他政令で定める書類の提示を求め、及び当該車両の装置について検査をすることができる。

2 前項の場合において、警察官は、当該車両の運転者に対し、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るために必要な応急の措置をとることを命じ、また、

3 前項の場合において、当該故障車両の整備不良の程度及び道路又は交通の状況により支障がないと認めるときは、警察官は、前条の規定にかかわらず、当該故障車両を整備するため必要な限度において、区間及び通行の経路を指定し、その他道路における危険を防止するため必要な条件を付して当該故障車両を運転することを許可することができる。この場合において、警察官は、許可証を交付しなければならない。

4 警察官は、第二項の規定による措置をとつたときは、当該故障車両の運転者に対し、当該故障車両について整備をする事項を記載した文書を交付し、かつ、当該故障車両の前面の見やすい箇所に標章をはりつけなければならない。

5 警察官は、前項の措置をとつたときは、その旨を当該措置をとつた

(自動車の牽引制限)

2 第一項の許可証の様式その他制定外許可の手続について必要な事項は、総理府令で定める。

3 自動車の運転者は、牽引するため必要なものであるため第一項本文の政令で定める積載重量若しくは積載容量の制限又は前項の規定に基づき公安委員会が定める積載重量若しくは積載容量をこえることとなる場合は、自動車以外の車両の牽引(以下この条において同じ。)が運転されているときには、自動車以外の車両によつてする牽引の制限について定めることがやむを得ない場合においては、出発地警察署長が当該車両の

(自動車の牽引制限)

2 第一項の許可証の様式その他制定外許可の手続について必要な事項は、総理府令で定める。

3 自動車の運転者は、牽引するため必要なものであるため第一項本文の政令で定める積載重量若しくは積載容量の制限又は前項の規定に基づき公安委員会が定める積載重量若しくは積載容量をこえることとなる場合は、自動車以外の車両の牽引(以下この条において同じ。)が運転されているときには、自動車以外の車両によつてする牽引の制限について定めることがやむを得ない場合においては、出発地警察署長が当該車両の

た場所を管轄する警察署長に報告しなければならない。

6 警察署長は、前項の報告を受けたときは、当該故障車両の使用の本拠の位置を管轄する陸運局長に対し、總理府令・運輸省令で定める事項を通知しなければならない。

7 第四項の規定によりはりつけられた標章は、何人も、これを破損し、又は汚損してはならず、また、当該故障車両の必要な整備がされたことについて、總理府令・運輸省令で定める手続により、もよりの警察署の警察署長又は車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁の確認を受けた後でなければ、これを取り除いてはならない。

8 第三項の許可証の様式、第四項の規定により故障車両の運転者に對し交付する文書の様式及び同項の標章の様式は、總理府令・運輸省令で定める。

第四章 運転者及び雇用者等の義務

第一節 運転者の義務

(無免許運転の禁止)

第六十四条 何人も、第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで（第六十三条第二項の規定により運転免許の効力が停止している場合を含む）、自動車又は原動機付自転車は運転してはならない。

（酔っぱらい運転の禁止）
第六十五条 何人も、酒に酔い（アルコールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれがある

状態にあることをいう。）、車両等を運転してはならない。

(過労運転等の禁止)

第六十六条 何人も、前条に規定する場合のほか、過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない。

(危険防止の措置)

第六十七条 警察官は、車両等の運転者が前三条の規定に違反して車両等を運転していると認めるときは、当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証の提示を求める。

2 前項の場合において、当該車両等の運転者が引き続き前三条の規定に違反して車両等を運転するおそれがあるときは、警察官は、その者が正常な運転ができる状態にならぬ旨を指示する等道路における交通事故の危険を防止するため必要な応急の措置をとることができる。

3 第三項の規定により故障車両の運転者に對し交付する文書の様式及び同項の標章の様式は、總理府令・運輸省令で定める。

4 第三項の許可証の様式、第四項の規定により故障車両の運転者に對し交付する文書の様式及び同項の標章の様式は、總理府令・運輸省令で定める。

第五章 乗降口のドアを閉じ、貨物の積載を確実に行なう等当該車両等に乗車している者又は積載している貨物の転落を防ぐため必要な措置を講ずること。

5 乗降口のドアを閉じ、貨物の積載を確実に行なう等当該車両等に乗車している者又は積載している貨物の転落を防ぐため必要な措置を講ずること。

(安全運転の義務)

第七十条 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他装置を確實に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような方法で運転しなければならない。

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、車両等を運転するときは、第六十四条から第六十六条まで及び前三条に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥よけ器をつけ、又は徐行する等して、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにすること。

(道路交通の場合の措置)

七 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(第二節 交通事故の場合の措置)

八 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

九 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

十 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

十一 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

十二 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

十三 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

十四 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

四 道路の左側部分に設けられた安全地帯の側方を通行する場合において、当該安全地帯に歩行者がいるときは、徐行すること。

五 乘降口のドアを閉じ、貨物の積載を確実に行なう等当該車両等に乗車している者又は積載している貨物の転落を防ぐため必要な措置を講ずること。

(前項後段の規定により報告を受けるため徐行する場合を除き、同

条第一項の規定に基づく攻令で定める最低速度又は同条第二項の規定に基づき公安委員会が定める最低速度に達しない速度で自動車を運転してはならない。

六 車両等を離れるときは、その原動機を止め、完全にブレーキをかける等当該車両等が停止の状態を保つため必要な措置を講ずること。

(前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止するため必要な措置を講ずること。

七 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(第二節 交通事故の場合の措置)

八 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

九 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

十 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

十一 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

十二 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

十三 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

十四 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

十五 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

十六 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

十七 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

十八 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

十九 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

よりの警察署（派出所又は駐在所）を含む。以下次項において同じ。の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故がおける死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

二十 前項後段の規定により報告を受けるため徐行する場合を除き、同

条第一項の規定に基づく攻令で定める最低速度又は同条第二項の規定に基づき公安委員会が定める最低速度に達しない速度で自動車を運転してはならない。

二十一 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止するため必要な措置を講ずること。

(前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止するため必要な措置を講ずること。

二十二 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(第二節 交通事故の場合の措置)

二十三 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

二十四 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

二十五 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

二十六 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

二十七 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

二十八 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

二十九 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

三十 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

三十一 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

三十二 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

三十三 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

三十四 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

三十五 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

三十六 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

三十七 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

三十八 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

三十九 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

四十 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

四十一 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

四十二 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

四十三 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

四十四 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

四十五 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

四十六 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

四十七 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

四十八 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

四十九 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通安全を図るために必要と認めて定めた事項

(交通事故の場合の措置)

両等に乗車しているものがあるときは、その者は、当該車両等の運転者等が前条第一項前段に規定する措置を講じ、又は同条同項後段に規定する報告をするのを妨げてはならない。

第三節 履用者等の義務

(雇用者の義務)

第七十四条 車両等の運転者を雇用する者(以下この条及び第百八条において「雇用者」という。)は、その雇用する車両等の運転者(以下この条において「雇用運転者」といふ。)に、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する車両等の安全な運転に関する事項を遵守せらるようにつとめなければならない。

2 雇用者は、雇用運転者が第六十一条の規定に違反することを誘発するよう時間拘束した業務を課し、又はそのような条件を付して雇用運転者に車両等を運転させではない。

3 雇用者は、雇用運転者が第七十一条第一号の規定に違反することがないよう車両等に泥よけ器を備える等の必要な措置をとらなければならぬ。

(車両等の運行を管理する者の義務)

第七十五条 車両等の運行を直接管理する地位にある者は、当該業務に関し、法令の規定による運転の免許を受けなければ運転し、又は操縦することができないこととされている車両等を当該免許を受けない者(法令の規定により当該免許の効力が停止されている者

を含む。以下この項において同じ。)に運転することを命じ、又は当該免許を受けていない者が当該車両等を運転することを容認してはならない。

2 車両等の運行を直接管理する地位にある者は、当該業務に関し、

車両等の運転者に対し、アルコール又は薬物の影響、過労、病気その他の理由により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転することを命じ、又は車両等の運転者がそのような状態で車両等を運転することを容認してはならない。

3 車両等の運行を直接管理する地位にある者は、当該業務に関し、アルコール又は薬物の影響、過労、病気その他の理由により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転することを命じ、又は車両等の運転者がそのような状態で車両等を運転することを容認してはならない。

第五章 道路の使用等

第一節 道路における禁止行為等

(禁止行為)

第七十六条 何人も、信号機若しくは道路標識等又はこれらに類似する工作物若しくは物件をみだりに設置してはならない。

2 何人も、信号機又は道路標識等の効用を妨げるような工作物又は物件を設置してはならない。

3 何人も、交通の妨害となるよう方法で物件をみだりに道路上に置いてはならない。

4 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

一 道路上において、酒に酔つて交通の妨害となるような程度にふらつくこと。

二 道路上において、交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、しゃがみ、又は立ちどまつていること。

三 交通のひんぱんな道路において、球戯をし、ローラー・スケートをし、又はこれらに類する行為をすること。

四 石、ガラスびん、金属片その他道路上の人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、又は発射すること。

五 諸前号に掲げるもののほか、道路において進行中の車両等から飛び乗り、若しくはこれらから飛び降り、又はこれらに外から飛ぶこと。

六 道路において進行中の自動車、トロリーバス又は路面電車に飛び乗り、若しくはこれらから飛び降り、又はこれらに外から飛ぶこと。

七 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公共交通委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(道路の使用の許可)

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長(以下この節において「所轄警察署長」という。)の許可(当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する場合に該当するときは、所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。)を受けなければならぬ。

2 前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。

3 何人も、交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。

4 当該申請に係る行為が現に交

付された条件に従つて行なわれることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき。

5 当該申請に係る行為が現に交

付された条件に従つて行なわれることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき。

6 当該申請に係る行為が現に交

付された条件に従つて行なわれることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき。

7 第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は第五項の規定により当該許可が取り消されたときは、

二 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者

三 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そらとする者

四 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等が一般に交通に著しい影響を及ぼすよう通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公共交通委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通安全と円滑を図るために特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。

5 所轄警察署長は、第一項の規定による許可を受けた者が前二項の規定による条件に違反したとき、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために特別の必要が生じたときは、前項の規定による許可を受けた者が第三項又は第四項の規定による条件に違反した者に付することができる。

6 所轄警察署長は、第三項又は第四項の規定による条件に違反した者について前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるなければならぬ。ただし、交通の危険を防止するため緊急やむを得ないときは、この限りでない。

7 第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は第五項の規定により当該許可が取り消されたときは、

一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人

すみやかに当該工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を講じなければならない。

(許可の手続)

第七十八条 前条第一項の規定による許可を受けようとする者は、総理府令で定める事項を記載した申請書を所轄警察署長に提出しなければならない。

2 前条第一項の規定による許可に係る行為が道路法第三十二条第一項又は第三項の規定の適用を受けるものであるときは、前項の規定による申請書の提出は、当該道路の管理者を経由して行なうことができる。この場合において、道路の管理者は、すみやかに当該申請書を所轄警察署長に送付しなければならない。

3 所轄警察署長は、前条第一項の規定による許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

4 前項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じたときは、所轄警察署長に届け出て、許可証に変更に係る事項の記載を受けなければならぬ。

5 第三項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証を失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、所轄警察署長に許可証の再交付を申請することができない。

6 第一項の申請書の様式、第三項の許可の様式その他前条第一項の許可の手続について必要な事項は、総理府令で定める。

(道路の管理者との協議)

第七十九条 所轄警察署長は、第七十七条第一項の規定による許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が道路法第三十二条第一項又は第三項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ、当該道路の管理者に協議しなければならない。

(道路の管理者の特例)

第八十条 道路法による道路の管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行なうおそれがあるときは、当該道路の管理者は、第七十七条第一項の規定にかかるわらず、所轄警察署長に協議すれば足りる。

2 前項の協議について必要な事項は、総理府令・建設省令で定める。

第三節 危険防止等の措置
(違法工作物等に対する措置)

第八十一条 警察署長は、次の各号

のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為に係る工作物又は物件(以下この節において「工作物等」という。)の中止その他当該違

修、当該違反行為に係る工事又は作業(以下この節において「工事等」という。)の除去、移転又は改

正して当該工作物の除去その他の道路を原状に回復する措置を講じることができる。

2 第七十六条第一項又は第二項の規定に違反して工作物等を設置した者が

二 第七十六条第三項の規定に違反して物件を置いた者

三 第七十七条第一項の規定に違反して工作物等を設置し、又は工事等を行なつた者

四 第七十七条第三項又は第四項の規定による所轄警察署長が付した条件に違反した者

五 第七十七条第七項の規定に違反して当該工作物の除去その他の道路を原状に回復する措置を講じなかつた者

六 第七十七条第七項の規定に違反して当該工作物等を設置した者が

7 第七十七条第一号、第二号又は第三号に掲げる者の氏名及び住所を知ることができないた

め、これらの者に対し、前項の規定による措置をとることを命ずることができるときは、自ら当該措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、警察署長は、当該工作物等を保管しなければならない。

8 第八十二条 警察署長は、沿道の土地に設置されている工作物等が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあるときは、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等の除去その他当該工作物等について道路における交通の危険を防止し、又は交通の円滑を図るために必要な措置をとることを命ずることができる。

9 第八十三条 警察官は、道路又は沿道の土地に設置されている工作物等が著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害とされるおそれがあり、かつ、急を要すると認めるときは、道路における交通の危険を防止し、又は交通の危険を排除するため必要な限度において、当該工作物等の除去、移転その他応急の措置をとることができるものとする。

10 第八十四条 自動車及び原動機付自転車(以下この章において「自動車等」という。)を運転しようとする者には、公安委員会の運転免許(以下「免許」という。)を受けなければ

2 前項の場合において、当該工作物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないため、これら

の者に対し、前項の規定による措置をとることを命ずることができないときは、警察署長は、自ら当該措置をとることができる。この

場合において、工作物等を除去したときは、警察署長は、当該工作物等を保管しなければならない。

11 第八十五条 第一節 通則
(運転免許)

第八十四条 自動車及び原動機付自

転車(以下この章において「自動車等」という。)を運転しようとする

者は、公安委員会の運転免許(以下「免許」という。)を受けなければ

ならない。

12 第一節 通則
(第一種運転免許)

示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。

5 第三項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項の規定により保管した工作物等(第四項の規定により売却した工作物等を除く。)を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、

6 第三項に規定する措置をとった場合において、工作物等を除去したときは、警察官は、当該工作物等を保管されていていた場所を管轄する警察署長に差し出さなければならない。この場合において、警察署長は、当該工作物等を保管しなければならない。

7 第八十二条 警察署長は、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等の除去その他当該工作物等について道路における交通の危険を防止し、又は交通の円滑を図るために必要な措置をとることを命ずることができる。

8 第八十三条 警察官は、道路又は沿道の土地に設置されている工作物等が著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は交通の危険を排除するため必要な限度において、当該工作物等の除去、移転その他応急の措置をとることができる。

9 第八十四条 第一節 通則
(自動車及び原動機付自転車の運転免許)

10 第八十五条 第一節 通則
(運転免許)

第八十五条 第一節 通則
(第一種運転免許)

11 第八十六条 第一節 通則
(第一種運転免許)

12 第八十七条 第一節 通則
(第一種運転免許)

13 第八十八条 第一節 通則
(第一種運転免許)

14 第八十九条 第一節 通則
(第一種運転免許)

15 第九十条 第一節 通則
(第一種運転免許)

16 第九十二条 第一節 通則
(第一種運転免許)

17 第九十三条 第一節 通則
(第一種運転免許)

18 第九十四条 第一節 通則
(第一種運転免許)

19 第九十五条 第一節 通則
(第一種運転免許)

20 第九十六条 第一節 通則
(第一種運転免許)

21 第九十七条 第一節 通則
(第一種運転免許)

22 第九十八条 第一節 通則
(第一種運転免許)

第八十三条 警察官は、道路又は沿道の土地に設置されている工作物等が著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は交通の危険を排除するため必要な措置をとることを命ずる。

23 第八十四条 第一節 通則
(第一種運転免許)

24 第八十五条 第一節 通則
(第一種運転免許)

25 第八十六条 第一節 通則
(第一種運転免許)

26 第八十七条 第一節 通則
(第一種運転免許)

27 第八十八条 第一節 通則
(第一種運転免許)

28 第八十九条 第一節 通則
(第一種運転免許)

29 第九十条 第一節 通則
(第一種運転免許)

30 第九十二条 第一節 通則
(第一種運転免許)

31 第九十三条 第一節 通則
(第一種運転免許)

32 第九十四条 第一節 通則
(第一種運転免許)

33 第九十五条 第一節 通則
(第一種運転免許)

34 第九十六条 第一節 通則
(第一種運転免許)

35 第九十七条 第一節 通則
(第一種運転免許)

36 第九十八条 第一節 通則
(第一種運転免許)

37 第九十九条 第一節 通則
(第一種運転免許)

38 第一百条 第一節 通則
(第一種運転免許)

39 第一百零一条 第一節 通則
(第一種運転免許)

40 第一百零二条 第一節 通則
(第一種運転免許)

3 第一種免許を分けて、大型自動車免許(以下「大型免許」という。)、普通自動車免許(以下「普通免許」という。)、特殊自動車免許(以下「特殊免許」という。)、自動三輪車免許(以下「三輪免許」という。)、自動二輪車免許(以下「二輪免許」という。)、軽自動車免許(以下「軽免許」という。)、特殊自動車免許(以下「特殊免許」という。)、自動三輪車免許(以下「特殊第三種免許」という。)及び自動二輪車免許(以下「特殊第二種免許」という。)の四種類とする。

4 第二種免許を分けて、大型自動車免許(以下「大型免許」という。)、普通自動車免許(以下「普通第二種免許」という。)、特殊自動車免許(以下「特殊第二種免許」という。)及び自動三輪車免許(以下「三輪免許」という。)の八種類とする。

車第二種免許(以下「大型第二種免許」という。)、普通自動車第二種免許(以下「普通第二種免許」という。)、特殊自動車第二種免許(以下「特殊第二種免許」という。)及び自動三輪車第二種免許(以下「三輪第二種免許」という。)の四種類とする。

(第一種免許)

第八十五条 次の表の上欄に掲げる者は、当該自動車等を運転しようとする者

は、当該自動車等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第一種免許を受けなければならない。

(第一種免許の種類)

自動車等の種類	第一種免許	第二種免許
大型自動車	大型免許	普通免許
普通自動車	普通免許	特殊免許
特殊自動車	特殊免許	二輪免許
自動三輪車	二輪免許	三輪免許
軽自動車	軽免許	第一種原付免許
第一種原動機付自転車	第一種原付免許	第二種原付免許
第二種原動機付自転車	第二種原付免許	三輪免許
第一種原動機付自転車	第一種原付免許	普通第二種免許
第二種原動機付自転車	第二種原付免許	特殊第二種免許
第一種免許の種類	運転することができる自動車等の種類	
大型免許	普通自動車、自動三輪車、軽自動車及び	
普通免許	普通自動車、自動三輪車、軽自動車及び	
特殊免許	普通自動車及び原動機付自転車	
三輪免許	軽自動車及び原動機付自転車	

2 第一種免許を受けた者は、前項の表の区分に従い当該自動車等を運転することができるほか、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車等を運転することができる。

(仮免許)

第八十七条 大型自動車、普通自動車又は自動三輪車を当該自動車に係る第一種免許又は第二種免許を受けないで練習のため運転しようとする者は、当該自動車の前面及び後面の見やすい位置に総理府令で定める様式の免許申請書を提出し、か

3 第二種免許(以下「大型第二種免許」という。)、普通自動車第二種免許(以下「普通第二種免許」という。)、特殊自動車第二種免許(以下「特殊第二種免許」という。)及び自動三輪車第二種免許(以下「三輪第二種免許」という。)の四種類とする。

(第二種免許)

第八十六条 次の表の上欄に掲げる自動車で旅客自動車であるものを当該旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転しようとする者は、当該自動車の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第二種免許を受けなければならぬ。

(第二種免許の種類)

自動車の種類	第二種免許の種類
大型自動車	大型第二種免許
普通自動車	普通第二種免許
特殊自動車	特殊第二種免許
自動三輪車	三輪第二種免許

2 第二種免許を受けた者は、前項の表の区分に従い当該自動車を当該目的で運転することができるほか、当該第二種免許に対応する第一種免許を受けた者が前条第二項の規定により運転することができるとする。

3 仮免許を受けた者は、交通がひんぱんでない道路において、その運転者席の横の乗車装置に当該自動車に係る第一種免許又は第二種免許を受けた者と同乗させ、かつ、その指導の下に、前項の規定により指定された種類の自動車を運転することができる。

4 前項の規定により自動車を運転して受けることができる者は、当該自動車の前面及び後面の見やすい位置に総理府令で定める様式の免許申請書を提出し、か

3 軽自動車及び原動機付自転車

4 第二節 免許の申請等

める様式の標識をつけなければならぬ。

(免許の欠格事由)

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者に対する免許を与えられない。

一 大型免許(大型自動車に係る仮免許を含む。)及び特殊免許にあつては十八歳に、普通免許にあつては十六歳に、第一種原付免許にあつては十四歳に、その付免許にあつては十二歳に、それぞれ満たない者

二 精神病者、精神薄弱者、てんかん病者、目が見えない者、耳がきこえない者又は口がきけない者

三 前号に掲げる者のほか、政令で定める身体の障害のある者

四 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

五 第百三条第一項の規定により免許を取り消された日から起算して一年を経過していない者又は免許の効力が停止されている者

六 免許を現に受けている者は、当該免許と同一の種類の免許を重ねて受けることができない者

七 免許の申請

八 免許を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に、総理府令で定める様式の免許申請書を提出し、か

つ、当該公安委員会の行なう運転

免許試験を受けなければならぬ。

(免許の拒否)

第九十条 公安委員会は、前条の運転免許試験に合格した者に対し、免許を与えない。たゞ、自動車等の運転に関する法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した者で、その者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあり、これに免許を与えることが適当ないと認めるものについては、免許を与えないことができる。

2 公安委員会は、前項ただし書の規定により免許を与えないこととしようとするときは、当該運転免許試験に合格した者に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えないなければならない。

(免許の条件)

第九十一条 公安委員会は、前条第一項本文の規定により免許を与える場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るために必要なと認めるときは、必要な限度において、免許を受ける者の身体の状態又は運転の技能に応じ、その者が運転することができる自動車等の種類を限定し、その他自動車等を運転するについて必要な条件を付することができる。

第三節 免許証等

(免許証の交付)

第九十二条 免許は、運転免許証(以下「免許証」という。)を交付して行なう。この場合において、同一人に対し、日を同じくして第一種免許又は第二種免許のうち二以上上の種類の免許を与えるときは、

同一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る免許証に他と同一の種類の免許に係る免許証にて、当該種類の免許に係る免許証の交付に代えるものとする。

2 免許を現に受けている者に対して、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えるときは、その異なる種類の免許に係る免許証にその者が現に受けている免許に係る事項を記載して、その者が現に有する免許証と引き換えに交付するものとする。

3 免許証の有効期間

(第一百一条第二項の規定により免許証の有効期間が更新された場合にあつては、当該更新された免許証の有効期間)は、当該免許証の交付を受けた日(免許証の有効期間が更新された場合にあつては、その更新された日)から起算して三年とする。

(免許証の記載事項)

第九十三条 免許証には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 免許証の番号
- 2 免許の年月日及び免許証の交付年月日
- 3 所、氏名及び生年月日

2 公安委員会は、前項各号に掲げるもののはか、免許を受けた者について、第九十一条若しくは第百一条第二項(第二百二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、免許に条件を付し、若しくは免許に付されている条件を変更し、又は第二百三条の規定により免許の効力を停止し、若しくはその期間を短縮したときは、その者の免許証に当該条件又は当該処分に係る事項を記載しなければならない。

3 前二項に規定するものほか、免許証の様式その他免許証について必要な事項は、総理府令で定める。

(免許証の記載事項の変更届出等)

第九十四条 免許を受けた者は、前条第一項に規定する免許証の記載事項に変更を生じたときは、すみやかに住所地を管轄する公安委員会(公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の住所地を管轄する公安委員会)に届け出、免許証に変更に係る事項の記載を受けなければならぬ。

2 前項の規定による公安委員会の管轄区域を異にする住所地の変更の届出を受けた公安委員会は、当該届出をした者の従前の住所地を管轄する公安委員会にその旨を通知しなければならない。

3 免許を受けた者は、免許証を失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その者の住所地を管轄する公安委員会に免許証の再交付を申請することができる。

4 第一項に規定する免許証の記載事項の変更の届出の手続及び前項に規定する免許証の再交付の申請の手続は、総理府令で定める。

(免許証の携帯及び提示義務)

第九十五条 免許を受けた者は、自動車等を運転するときは、当該自動車等に係る免許証を携帯していない場合は、総理府令で定めた免許証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

2 免許を受けた者は、自動車等を運転している場合において、警察官から第六十七条第一項の規定による免許証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

3 前二項に規定するものほか、運転する場合において必要となる免許証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

第四節 運転免許試験

(受験資格)

第九十六条 第八十八条第一項各号のいずれかに該当する者は、第一種免許及び仮免許の運転免許試験を受けられる。

2 第二種免許の運転免許試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

3 第二種免許の運転免許試験は、次に記載する事項を記載するものに該当する者でなければ、受けことができない。

4 第二十一歳以上の者で、大型免許、普通免許、特殊免許又は三輪免許を現に受けおり(第二百三条第二項の規定により当該免許の効力が停止されている場合を除く。)かつ、当該免許によって運転することができる自動車の運転の経験の期間が通算して三年(政令で定めるものにあつては、二年以上のもの)

2 その者が受けようとしている第二種免許の種類と異なる種類の第二種免許を現に受けている者(第二百三条第二項の規定によ

り当該免許の効力が停止されいる者を除く。)

(運転免許試験の方法)

第九十七条 運転免許試験は、免許の種類ごとに次の各号(軽免許、第二種原付免許及び仮免許の運転免許試験にあつては第一号から第三号まで、第一種原付免許の運転免許試験にあつては第一号及び第三号)に掲げる事項について行なう。

1 自動車等の運転について必要な適性

2 自動車等の運転について必要な技能

3 自動車等及び道路の交通に関する法令についての知識

4 自動車等の構造及び取扱方法

2 前項に規定するもののほか、運転免許試験の実施の手続、方法その他運転免許試験について必要な事項は、総理府令で定める。

3 自動車教習所の指定

第九十八条 公安委員会は、自動車の運転に関する技能及び法規について教習を行なう施設のうち、政令で定める基準に適合するものを、当該施設を設置し、又は管理者とする者の申請に基づき、指定自動車教習所として指定することができる。

2 公安委員会は、指定自動車教習所について、前項の政令で定める基準に適合しているかどうかを検査し、及び当該指定自動車教習所を設置し、又は管理する者に対する必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

3 公安委員会は、指定自動車教習所が第一項の政令で定める基準に適合しなかつたときは、その指定を解除することができる。

(運転免許試験の免除)
第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者に対しても、政令で定めるところにより、第一種免許の運転免許試験の一部を免除する。

一 指定自動車教習所の発行する卒業証明書を有する者で、当該指定自動車教習所を卒業した日から起算して一年を経過しないもの

二 道路運送車両法第五十五条及びこれに基づく命令の規定による技能検定に合格した者で、一級、二級又は三級の自動車整備士の資格を有するもの

三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校(旧中学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による工業学校を含む)又はこれと同等以上の学校の機械科を卒業した者で、在学中の自動車に関する学科を修得したもの

四 海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため第一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けうとすることができないもの

五 外国行政庁が与えた自動車等の運転に関する免許を有するもの

2 前項に規定する者が当該免許を受けようとする者が当該免許を受けようとする者が当該免許に

係る自動車等を運転することが支障がないと認めたときは、公安委員会は、政令で定める基準に従うことことができる。

い、運転免許試験の一部を免除することによって運転免許試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その運転免許試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

(運転免許試験の停止等)

第一百条 公安委員会は、不正の手段によつて運転免許試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その運転免許試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により合格の決定を取り消したときは、公安委員会は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合において、当該運転免許試験に係る免許は、その通知を受けた日に効力を失うものとする。

3 公安委員会は、第一項の規定による処分を受けた者に対し、情状により、一年以内の期間を定めて、運転免許試験を受けることができないものとすることができる。

第五節 免許証の更新等
(免許証の更新及び定期検査)
第一百一条 免許証の有効期間の更新(以下「免許証の更新」という。)を受けようとする者は、当該免許証の有効期間が満了する日の一ヶ月前から当該期間が満了する日までの間に、その者の住所地を管轄する公安委員会が行なう自動車等の運転について必要な適性検査(以下「適性検査」という。)を受けなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた者は、通知された期日に通知された場所に出頭して適性検査を受けなければならぬ。

3 前項第二項後段の規定は、第一項の規定により適性検査を行なつた場合について準用する。

自動車等を運転することが支障がないと認めたときは、当該公安委員会は、当該免許証の更新をしないこととする。

い、道路における危険を防止して、他の交通の安全を図るために必要があると認めるときは、当該公安委員会は、当該免許証の更新を受けるようとする者について、その者の身体の状態に応じた条件を新たに付し、又はその者の免許に付されている条件を変更することができる。

(臨時適性検査)

3 前二項に定めるもののほか、免許を取り消さなければならない。

2 免許を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月をこえない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。

2 免許を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、公安委員会が九十日をこえない範囲内においてこれと異なる期間を定めたときは、その期間)以上停止しようとするときは、公開による聴聞を行なわなければならぬ。この場合において、公安委員会は、当該処分に係る者に対する処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を期日の一週間前までに通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

2 聽聞に際しては、当該処分に係る者又はその代理人は、当該事案について意見述べ、かつ、有利な証拠を提出することができる。

2 聽聞を行なう場合において、必要な証拠を提出することができる。

2 聽聞に際しては、当該処分に係る者又はその代理人は、当該事案について意見述べ、かつ、有利な証拠を提出することができる。

第六節 免許の取消し、停止等

(免許の取消し、停止等)

第一百三条 免許を受けた者が第八十一条第一項第二号、第三号又は第八十二条第一項第二号、第三号若しくは第四号のいずれかに該当することとなつたときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は免許の効力を停止することができる。

(聴聞)

第一百四条 公安委員会は、前条第一項又は第二項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を九十九日(公安委員会が九十日をこえない範囲内においてこれと異なる期間を定めたときは、その期間)以上停止しようとするときは、公開による聴聞を行なわなければならぬ。この場合において、公安委員会は、当該処分に係る者に対する処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を期日の一週間前までに通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

2 聽聞に際しては、当該処分に係る者又はその代理人は、当該事案について意見述べ、かつ、有利な証拠を提出することができる。

けさせることができる。この場合において、その者が当該講習を終了したときは、当該公安委員会は、政令で定める範囲内で、その者の免許の効力の停止の期間を短縮することができる。

けさせることができる。この場合において、その者が当該講習を終了したときは、当該公安委員会は、政令で定める範囲内で、その者の免許の効力の停止の期間を短縮することができる。

免許の効力を停止することができ

る。

5 前各項に定めるもののほか、聴聞の実施について必要な事項は、政令で定める。

(免許の失効)

第百五条 免許は、免許を受けた者が免許証の更新を受けなかつたときには、その効力を失う。

(免許の拒否、取消し等の報告)

第百六条 公安委員会は、第九十条第一項ただし書の規定により免許を拒否し、又は第百三条第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消し、若しくは九十日以上免許の効力を停止したときは、総理府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るために、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。(免許証の返納等)

第百七条 免許を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、すみやかに、免許証(第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した免許証)をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。
一 免許が取り消されたとき。
二 免許が失効したとき。
三 免許の再交付を受けた後ににおいて亡失した免許証を発見し、又は回復したとき。

2 公安委員会は、免許の効力を停止したときは、当該処分を受けた者に当該処分に係る免許証を差し

出させ、これを保管することができ。この場合において、免許の効力の停止の期間が満了したときは、公安委員会は、直ちにその者に当該免許証を返還しなければならない。

第七章 雜則

(雇用者に対する通知)

第百八条 車両等の運転者がこの法

律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した場合において、

当該違反が当該車両等の運転者の雇用者の業務に関してなされたものであると認めるときは、公安委員会は、当該雇用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、通運事業法(昭和二十四年法律第二百四十一号)の規定による通運事業者又は軌道法の規定による軌道の事業者であるときは当該事業者及び当該事業を監督する行政庁に対し、当該雇用者がこれらの事業者以外の者であるときは当該雇用者に対して、当該違反の内容を通知するものとする。

(免許証の保管)

第百九条 警察官は、自動車又は原動機付自転車の運転者が自動車又

は原動機付自転車の運転に関じての法律の罰則に触れる行為をしたときには、その現場において、警察官は、保管証を交付しない。

(道路の交通に関する調査)

第百十一条 公安委員会は、この法

律の規定により行なう道路における交通の規制の適正を図るために、道路その他の道路の交通に関する必要な事項の調査をその管理に属

3 当該警察官は、第一項の規定により保管した免許証の提出者が当該警察官の指定した日時及び場所に出頭したとき、又は当該日時が経過した後においてその提出者が当該免許証を返還しなければならぬ。

4 前項の規定により免許証の返還を受ける者は、当該免許証と引き換えに保管証を返納しなければならない。

5 警察官は、第一項の規定により免許証の提出を求めるときは、出頭の日時及び場所を告げ、かつ、前二項の規定の趣旨を説明しなければならない。

6 第一項の保管証の有効期間、記載事項その他保管証について必要な事項は、政令で定める。

(國家公安委員会の指示権)

第百十条 国家公安委員会は、全国的な幹線道路における交通の規制の齊一を図るために必要があると認められるときは、政令で定めることにより、公安委員会に対し、この法律の規定により公安委員会の権限に属する事務のうち、車両等の最高速度その他政令で定める事項に係るもののに處理について指示することができる。

(道路の使用許可の手数料)

第百十一条 都道府県は、警察署長が行なう第七十七条第一項の許可について手数料を徴収することができる。この場合において、その額は、千円をこえない範囲内で、政令で定める。

(方面公安委員会への権限の委任)

第百十四条 この法律の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めることにより、

する都道府県警察の警察官に行なわせることができる。

2 前項の規定による道路の交通に関する調査をするため特に必要があると認めるときは、当該警察官は、道路を通行する車両等の運転者に対し、当該調査をするため必要な限度において、一時当該車両等を停止することを求め、及び当該車両等の通行の経路について質問することができる。

3 当該警察官は、第一項の規定により保管した免許証の提出者が当該警察官の指定した日時及び場所に出頭したとき、又は当該日時が経過した後においてその提出者が当該免許証を返還しなければならぬ。

4 前項の規定により免許証の返還を受ける者は、当該免許証と引き換えて保管証を返納しなければならない。

5 警察官は、第一項の規定により免許証の提出を求めるときは、出頭の日時及び場所を告げ、かつ、前二項の規定の趣旨を説明しなければならない。

6 第一項の保管証の有効期間、記載事項その他保管証について必要な事項は、政令で定める。

(國家公安委員会の指示権)

第百十条 国家公安委員会は、全国

的な幹線道路における交通の規制の齊一を図るために必要があると認められるときは、政令で定めることにより、公安委員会に対し、この法律の規定により公安委員会の権限に属する事務のうち、車両等の最高速度その他政令で定める事項に係るもののに處理について指示することができる。

(道路の使用許可の手数料)

第百十一条 都道府県は、警察署長が行なう第七十七条第一項の許可について手数料を徴収することができる。この場合において、その額は、千円をこえない範囲内で、政令で定める。

(方面公安委員会への権限の委任)

第百十四条 この法律の規定により道公安委員会の権限に属する事務

第百十五条 みだりに信号機を操作し、若しくは公安委員会が設置した道路標識若しくは道路標示を移転し、又は信号機若しくは公安委員会が設置した道路標識若しくは道路標示を損壊して道路における交通の危険を生じさせた者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定による道路の交通に関する調査をするため特に必要があると認めるときは、当該警察官は、道路標識若しくは道路標示を損壊して道路における交通の危険を生じさせた者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

3 当該警察官は、第一項の規定により保管した免許証の提出者が当該警察官の指定した日時及び場所に出頭したとき、又は当該日時が経過した後においてその提出者が当該免許証を返還しなければならぬ。

4 前項の規定により免許証の返還を受ける者は、当該免許証と引き換えて保管証を返納しなければならない。

5 警察官は、第一項の規定により免許証の提出を求めるときは、出頭の日時及び場所を告げ、かつ、前二項の規定の趣旨を説明しなければならない。

6 第一項の保管証の有効期間、記載事項その他保管証について必要な事項は、政令で定める。

(國家公安委員会の指示権)

第百十条 国家公安委員会は、全国

的な幹線道路における交通の規制の齊一を図るために必要があると認められるときは、政令で定めることにより、公安委員会に対し、この法律の規定により公安委員会の権限に属する事務のうち、車両等の最高速度その他政令で定める事項に係るもののに處理について指示することができる。

(道路の使用許可の手数料)

第百十一条 都道府県は、警察署長が行なう第七十七条第一項の許可について手数料を徴収することができる。この場合において、その額は、千円をこえない範囲内で、政令で定める。

(方面公安委員会への権限の委任)

第百十四条 この法律の規定により道公安委員会の権限に属する事務

第八章 罰則

第一類第二号 地方行政委員会議録第六号 昭和三十五年二月二十六日

九 第七十条(安全運転の義務)の規定に違反した者	二 過失により前項第三号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。
十 第七十二条(交通事故の場合の措置)第一項後段に規定する	該当する者は、三月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
十一 第七十五条(車両等の運行を管理する者の義務)第七十条(禁止行為)第三項又は第七十七条(道路の使用の許可)第一項の規定に違反した者	第四条(信号機の設置等)第二項若しくは第五条(警察官の手信号等に従う義務)第一項若しくは第二項の規定に違反し、又は第七条(通行の禁止及び制限)の規定による公安委員会、警察署長若しくは第五条(警察官の禁止若しくは制限に従わなかつた車両等の運転者)
十二 第七十七条(道路の使用の許可)第三項の規定により警察署長が付し、又は同条第四項の規定により警察署長が変更し、若しくは付した条件に違反した者	第三十三条(踏切の通過)の規定による警察官の停止若しくは警報の命令に従わなかつた者
十三 第八十二条(違法工作物等に対する措置)第一項又は第十八条(沿道の工作物等の危険防止措置)第一項の規定による警察官の停止又は命令に従わなかつた者	第五十一条(違法駐車に対する措置)第一項の規定による警察官の停止又は第六十二条(整備不良車両の運転の禁止)の規定に違反した者
十四 第九十二条(免許の条件)又は第一百一条(免許証の更新及び定期検査)第二項後段(第一百二条(臨時適性検査)第三項において準用する場合を含む。)の規定により公安委員会が付し、又は変更した条件に違反して自動車又は原動機付自転車を運転した者	第六十三条(車両の検査等)第二項若しくは第五号又は第九号の罪を犯した者は、五万円以下の罰金に処する。
十五 第六十三条(車両の検査等)第二項の規定による警察官の命令に従わなかつた者	第六十七条(危険防止の措置)第二項の規定による警察官の命令に従わなかつた者
十六 第四十九条(駐車時間の制限)の規定による公安委員会の処分に従わなかつた者	第一項の規定による警察官の停止又は第六十六条(徐行すべき場所)の規定による警察官の命令に従わなかつた者

一 第四十九条(駐車時間の制限)の規定による公安委員会の処分に違反した者	二 第二項、第三項若しくは第五項、第二十五条(横断等の禁止)の規定による公安委員会の処分に違反した者
三 第二十条(車両通行区分帯)第二項若しくは第三項、第三十条(追越しを禁止する場所)、第四十二条(歩行者の保護)又は第十四条(指定場所における一時停止)の規定の違反となるような行為をした者	三 第二十九条(車両通行区分帯)第二項若しくは第三項、第三十条(追越しを禁止する場所)、第四十二条(徐行すべき場所)又は第十四条(指定場所における一時停止)の規定の違反となるような行為をした者
四 第二十五条(横断等の禁止)第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者	四 第二十五条(横断等の禁止)第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者
五 第四十四条(停車及び駐車を禁止する場所)、第四十五条(駐車を禁止する場所)、第四十八条(車両等の燃火)第一項の規定の違反となるような行為をした者	五 第二十一條(軌道敷内の通行)第一項、第二十二條(軌道敷内での通行)第一項の規定による警察官の指示に従わなかつた者
六 第五十四条(警音器の使用等)第二項又は第五十五条(乗車又は貸与した者)	六 第四十七条(停車の方法)の規定による警察官の指示に従わなかつた者

七 第六十九条(最低速度の遵守)第一項の規定に違反した者	八 第四十七条(停車の方法)の規定による警察官の指示に従わなかつた者
九 第一百一十条(自動車の運転の禁止)第一項の規定に違反した者	九 第五十三条(合図)第一項、第七十二条(車両等の燈火)第二項又は第五十四条(警音器の使用等)第一項の規定に違反した者
十 第一百一十二条(乗車又は貸与した者)	十 第五十五条(乗車又は積載の方法)第一項若しくは第二項、第五十七条(乗車又は積載の制限等)第一項又は第五十九条(自動車の牽引制限)第一項若しくは第二項の規定に違反した者
十一 第一百一十三条(自動車の運転の禁止)第一項の規定に違反した者	十一 第六十九条(最低速度の遵守)第一項の規定に違反して高速自動車国道において自動車を運転した者
十二 第一百一十四条(自動車の運転の禁止)第一項の規定に違反した者	十二 第七十二条(交通事故の場合の措置)第二項の規定による警察官の指示に従わなかつた者
十三 第一百一十五条(自動車の運転の禁止)第一項の規定に違反した者	十三 第七十七条(道路の使用的許可)第七項の規定に違反した者
十四 第一百一十六条(自動車の運転の禁止)第一項の規定に違反した者	十四 第八十七条(仮免許)第三項の規定によらないで自動車を運転した者
十五 第一百一十七条(免許証の携帯及び提示義務)第一項の規定に違反した者	十五 第九十五条(免許証の携帯及び提示義務)第一項の規定に違反した者

十六 偽りその他不正の手段により免許証の交付を受け、又は免許証を他人に譲り渡し、若しくは貸与した者	二 過失により前項第三号、第四号、第五号、第七号、第八号又は第十五号の罪を犯した者は、三万円以下の罰金に処する。
十七 第五十四条(警音器の使用等)第二項又は第五十五条(乗車又は貸与した者)	三 第二十二条(軌道敷内の通行)第一項の規定による警察官の指示に従わなかつた者
十八 第五十五条(乗車又は貸与した者)	四 第十五条(通行方法の指示)の規定による警察官の指示に従わなかつた者
十九 第五十六条(車両の検査等)第二項又は第五十七条(混雜緩和の措置)の規定による警察官の命令に従わなかつた者	五 第二十二条(軌道敷内の通行)第一項、第二項後段若しくは第三項、第二十六条(車間距離の保持)又は第三十四条(左折又は右折)第一項、第二項若しくは第三項の規定の違反となるよう
二十 第五十七条(乗車又は貸与した者)	六 第五十四条(警音器の使用等)第二項又は第五十五条(乗車又は貸与した者)

は積載の方法)第三項の規定に違反した者

七 第五十七条(乗車又は積載の制限等)第二項又は第六十条(自動車以外の車両の牽引制限)の規定に基づく公安委員会の定めに違反した者

八 第五十八条(制限外許可証の交付等)第三項の規定により警察署長が付した条件に違反した者

九 第六十三条(車両の検査等)第七項、第七十八条(許可の手続)

第十項、第九十四条(免許証の記載事項の変更届出等)第一項又は第一百七条(免許証の返納等)

第百二十二条 車両等の運転者が、第一百八十八条第一項第一号若しくは第三号、第一百十九条第一項第一号、第二号、第五号、第九号若しくは第十四号、第一百二十条第一項第二号、第三号、第四号、第十号若しくは第十四号若しくは第一百二十二条第一項第一号若しくは第三号若しくは第九号若しくは第一百二十条第一項第三号若しくは第四号の罪を犯した場合において、酒気を帯び(身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあることをいう。)ていたときは、各本条に定める刑の長期又は多額をこえて処断することができる。この場合において、懲役刑についてはその長期を二倍したものと長期とし、罰金刑につ

いてはその多額を二倍したものと多額とする。

2 前項の規定により刑を加重する場合の加重は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十二条第一号に掲げる再犯加重の先にするものとする。

三百三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第一百八十八条第一項第四号、第一百九条第一項第五号、第十一号、第十二号若しくは第十三号、第一百二十条第一項第十号若しくは第十三号又は第一百二十二条第七号若しくは第八号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

三百二十四条 この章の規定の適用については、この法律の規定中公安委員会とあるのは、第一百四十二条第三項に規定する有効期間は、旧法及び旧令の規定により当該運転免許又は運転許可証が交付された日から起算するものとする。

一 大型自動車免許については、大型免許

二 普通自動車免許又は小型自動車免許については、普通免許

三 けん引自動車免許については、普通免許及び特殊免許

四 特殊作業用自動車免許又は特種自動車免許については、特殊免許

(施行期日)

第一条 この法律(以下「新法」といふ。)は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(道路交通取締法等の廃止)

第二条 道路交通取締法(昭和二十年法律第二百三十号。以下「旧法」といふ。)及び道路交通取締法施行令(昭和二十八年政令第二百六十号。以下「旧令」といふ。)は、廢止する。

第三条 新法の施行の際、現に旧法及び旧令の規定により運転免許又は運転許可を受けている者は、それぞれ次の各号に定める区分により運転免許又は運転許可証を受けたものとみなし、その者が旧法及び旧令の規定により交付を受けた免許証とみなす。この場合において、当該免許証の新法第九十二条第三項に規定する有効期間は、旧法及び旧令の規定により当該運転免許又は運転許可証が交付された日から起算するものとする。

二 新法の施行の際、現に旧令第五十条の二第一項の規定による仮運転免許を受けている者は、当該仮運転免許について指定されている種類の自動車に係る新法の規定による第一種運転免許について指定されている期間内に限り、当該仮運転免許に付を受けている運転免許証は、新法の相当規定により交付を受けた当該免許に係る免許証とみなす。

三 新法の施行の際、現に旧法及び旧令の規定により運転免許を受けた者が旧法及び旧令の規定により交付を受けた当該免許に係る免許証は、新法の相当規定により交付を受けた当該免許に係る免許証とみなす。

四 新法の施行の際、現に旧令の規定により運転免許を受けた者が旧法及び旧令の規定により運転免許を受けた当該免許に係る免許証は、新法の相当規定により交付を受けた当該免許に係る免許証とみなす。

五 自動三輪車免許については、三輪車免許

六 側車付自動二輪車免許又は自動二輪車免許については、二輪免許

七 軽自動車免許については、軽免許

八 旧令第五十条の二第二項の規定による仮運転免許については、假免許

九 第一種運転免許については、第一種原付免許

第十條 第二種運転許可については、第二種原付免許

十一 大型自動車第二種免許については、大型第二種免許

十二 普通自動車第二種免許又は小型自動四輪車第二種免許については、普通第二種免許

十三 けん引自動車第二種免許については、普通第三種免許及び特殊第二種免許

十四 自動三輪車第二種免許については、三輪第二種免許

(経過規定)

第三条 新法の施行の際、現に旧法及び旧令の規定により運転免許又は運転許可を受けている者は、それぞれ次の各号に定める区分により運転免許又は運転許可証を受けたものとみなし、その者が旧法及び旧令の規定により交付を受けた免許を受けていたときには、当該公安委員会が免許を受けていた者の住所地を管轄するものでないときは、当該公安委員会は、すみやかに免許を与えた旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

二 新法の施行の際、現に旧法及び旧令の規定により運転免許の申請をして旧法及び旧令の規定による運転免許可を受けない者については、当該申請を受理した公安委員会は、その者が旧令第六十五条の三第一項各号のいずれかに該当しない場合又は旧令第六十六条において準用する旧令四十九条第一項ただし書の規定により運転免許を拒否する場合を除き、新法第九十条第一項本文の規定にかかるらず、その者に当該申請をした運転免許に相当する新法の規定による免許を与えなければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。

五 新法の施行の際、現に旧令第五十三条第一項第一号に掲げる公安委員会の指定した自動車練習所その他これに類する施設の発行する卒業証明書を有する者で卒業後一年を経過しないものは、新法第九十九条第一項の適用について

第四十九条第一項ただし書の規定により運転免許を拒否する場合を除き、新法第九十条第一項本文の規定にかかるらず、その者に当該自動車運転者試験に係る運転免許に相当する新法の規定による免許を受けたものとみなし、その者が旧法及び旧令の規定により交付を受けた免許を受けていたときには、当該自動車運転者試験を行なった公安委員会は、旧令

ては、当該施設を卒業して一年を経過しない間は、同条同項第一号に掲げる指定自動車教習所の発行する卒業証明書を有する者で当該指定自動車教習所を卒業した日から起算して一年を経過しないものとみなす。

第七条 附則第三条に規定するもの

のほか、新法の施行の際、旧法の規定により公安委員会がした道路の通行の禁止若しくは制限又は旧法若しくは旧令の規定により公安委員会がした運転免許若しくは運転許可の取消し若しくは停止その他の処分で現にその効力を有するものは、それぞれ新法の相当規定により公安委員会がした処分とみなす。この場合において、当該处分に期間が定められているときは、その期間は、旧法又は旧令の規定により当該処分がされた日から起算するものとする。

第八条 附則第五条第二項に規定するもの

のほか、新法の施行の際、現に旧法又は旧令の規定により公安委員会に対してされている運転免許の申請、届出その他の手続は、それぞれ新法の相当規定により公安委員会に対しされた手続とみなす。この場合において、当該手続を管轄する公安委員会は、すみやかに当該処分をした旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

第九条

新法の施行の際、旧法第六項(第九条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定により公安委員会がした職務について、これを新法

安委員会に引き継がなければならぬ。

第十条 新法第六項(同項第二号に係る

百三十三条第二項(同項第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、自動車及び原動機付自転車の運転に関し旧法若しくは旧令の規定又はこれらの規定に基づく处分に違反した者は、新法の相当規定又はこれに基づく处分にそれぞれ新法の相当規定により公安委員会に対してされた手続とみなす。この場合において、運転免許の申請、届出その他の手續は、それぞれ新法の相当規定により公安委員会が当該手続をした者の住所地を管轄するものでないときは、当該公安委員会は、新法の施行後すみやかに当該手続をした者の住所地を管轄する公

は旧令の規定により当該処分がされた日から起算するものとする。

第十二条 新法の施行の際、現に旧法又は旧令の規定により警察署長に對してされている許可の申請その他の手続は、それぞれ新法の相

當規定により警察署長に對してさ

れた手続とみなす。

第十三条 新法の施行の際、現に旧法第二十三条の三第一項の規定により交付されている保管証は、新法第百九条第一項の規定により交付された保管証とみなす。この場

合において、当該保管証の新法第一百九条第六項に規定する有効期間は、旧法第二十三条の三第一項の規定により当該保管証が交付された日から起算するものとする。

第十四条 新法の施行前にした行為

に対する罰則の適用については、お従前の例による。

(公職選舉法の一一部改正)

第十五条 公職選舉法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のよう

に改正する。

第十六条 公職選舉法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項に規定する自動車をいう。以下

外の部分中「道路交通取締法(昭和二十四年法律第百三十号)」第二条第五項に規定する諸車をいう。

第十七条 交通事件即決裁判手続法(昭和二十九年法律第百十三号)の一部を次のよう

に改正する。

第十八条 交通事件即決裁判手続法(昭和二十九年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第一項第一項第一号中「(側車付きのものを除く。)」を加え、同条第五号中「道路交通事故法第二十一条第一項の規定に基く政令で定める」を「道

路交通事故法第二十一条第一項の規定に基く命令で定める」を「道

第十九条 道路交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第一項第一号中「(側車付きのものを除く。)」を加え、同条第五号中「道

路交通事故法第二十一条第一項の規定に基く命令で定める」を「道

第二十条 駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)の一部を次のよう

に改正する。

第二十一条 駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第二条第五項」を「道路交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」を「道路交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」に改め、「自動二輪車」の下に「(側車付きのものを除く。)」を加え、同条第五号中「道

路交通事故法第二十一条第一項の規定に基く政令で定める」を「道

第二十二条 道路交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」に改め、「(側車付きのものを除く。)」を加え、同条第五号中「道

路交通事故法第二十一条第一項の規定に基く政令で定める」を「道

第二十三条 道路交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」に改め、「(側車付きのものを除く。)」を加え、同条第五号中「道

路交通事故法第二十一条第一項の規定に基く政令で定める」を「道

第二十四条 道路交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」に改め、「(側車付きのものを除く。)」を加え、同条第五号中「道

路交通事故法第二十一条第一項の規定に基く政令で定める」を「道

第二十五条 道路交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」に改め、「(側車付きのものを除く。)」を加え、同条第五号中「道

路交通事故法第二十一条第一項の規定に基く政令で定める」を「道

第二十六条 道路交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」に改め、「(側車付きのものを除く。)」を加え、同条第五号中「道

路交通事故法第二十一条第一項の規定に基く政令で定める」を「道

第二十七条 道路交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」に改め、「(側車付きのものを除く。)」を加え、同条第五号中「道

路交通事故法第二十一条第一項の規定に基く政令で定める」を「道

第二十八条 道路交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」に改め、「(側車付きのものを除く。)」を加え、同条第五号中「道

路交通事故法第二十一条第一項の規定に基く政令で定める」を「道

第二十九条 道路交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」に改め、「(側車付きのものを除く。)」を加え、同条第五号中「道

路交通事故法第二十一条第一項の規定に基く政令で定める」を「道

三十号)の規定にかかるわらず」を削る。

第十七条 道路法の一一部改正

に改正する。

第三十二条 次の二項を加える。

4 第一項又は前項の規定による

許可に係る行為が道路交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二

七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請

書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を經由して行なうこ

とができる。この場合においては、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七

十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

(道路交通事件即決裁判手続法の一一部改正)

第二十条 駐車場法の一部改正

法(昭和三十二年法律第百六号)の一部を次のよう

に改正する。

第二十一条 駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第二条第五項」を「道路交通交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二

条第五項」を「道路交通交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」に改め、「(側車付きのものを除く。)」を加え、同条第五号中「道

路交通事故法第二十一条第一項の規定に基く政令で定める」を「道

第二十二条 道路交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」を「道路交通交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」に改め、「(側車付きのものを除く。)」を加え、同条第五号中「道

路交通事故法第二十一条第一項の規定に基く政令で定める」を「道

第二十三条 道路交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」を「道路交通交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」に改め、「(側車付きのものを除く。)」を加え、同条第五号中「道

路交通事故法第二十一条第一項の規定に基く政令で定める」を「道

第二十四条 道路交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」を「道路交通交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」に改め、「(側車付きのものを除く。)」を加え、同条第五号中「道

路交通事故法第二十一条第一項の規定に基く政令で定める」を「道

第二十五条 道路交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」を「道路交通交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」に改め、「(側車付きのものを除く。)」を加え、同条第五号中「道

路交通事故法第二十一条第一項の規定に基く政令で定める」を「道

第二十六条 道路交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」を「道路交通交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」に改め、「(側車付きのものを除く。)」を加え、同条第五号中「道

路交通事故法第二十一条第一項の規定に基く政令で定める」を「道

2 旧法又はこれに基づく命令に違反する罪にあたる事件の即決裁判に關する手続については、なお従前の例による。

第十九条 道路整備特別措置法の一部改正

和三十一年法律第七号の一部を

次のよう改正する。

第二十条 道路整備特別措置法(昭和三十五年法律第七号)第一項本文中「道路交

通取締法(昭和二十二年法律第一百三十号)第二条第四項に規定する諸車及び同条第七項に規定する無

軌条電車」を「道路交通法(昭和三十五年法律第百号)第二条第八号に規定する車両」に改め、同条同項ただし書中「同法第十条第三項」を「同法第三十九条第一項」に改める。

4 第二項又は前項の規定による

許可に係る行為が道路交通交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二

七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請

書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を經由して行なうこ

とができる。この場合においては、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七

十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

(道路交通事件即決裁判手続法の一部改正)

第二十条 駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)の一部を次のよう

に改正する。

第二十一条 駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第二条第五項」を「道路交通交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二

条第五項」を「道路交通交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」に改め、「(側車付きのものを除く。)」を加え、同条第五号中「道

路交通事故法第二十一条第一項の規定に基く政令で定める」を「道

第二十二条 道路交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」を「道路交通交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」に改め、「(側車付きのものを除く。)」を加え、同条第五号中「道

路交通事故法第二十一条第一項の規定に基く政令で定める」を「道

第二十三条 道路交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」を「道路交通交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」に改め、「(側車付きのものを除く。)」を加え、同条第五号中「道

路交通事故法第二十一条第一項の規定に基く政令で定める」を「道

第二十四条 道路交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」を「道路交通交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」に改め、「(側車付きのものを除く。)」を加え、同条第五号中「道

路交通事故法第二十一条第一項の規定に基く政令で定める」を「道

第二十五条 道路交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」を「道路交通交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」に改め、「(側車付きのものを除く。)」を加え、同条第五号中「道

路交通事故法第二十一条第一項の規定に基く政令で定める」を「道

第二十六条 道路交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」を「道路交通交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」に改め、「(側車付きのものを除く。)」を加え、同条第五号中「道

路交通事故法第二十一条第一項の規定に基く政令で定める」を「道

第二十七条 道路交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」を「道路交通交通事故法(昭和三十五年法律第百号)第二条第五項」に改め、「(側車付きのものを除く。)」を加え、同条第五号中「道

路交通事故法第二十一条第一項の規定に基く政令で定める」を「道

理由

道路交通取締法の制定後の道路交通事情の変化にかんがみ、交通の規制、歩行者及び車両等の交通方法、車両等の運転者の義務等に関する規定を道路交通の実情に即するよう整備するとともに、運転免許制度を合理化し、新たに雇用者等の義務、違法駐車及び違法工作物等に対する危険防止のための措置等に関する規定を設け、あわせて罰則を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○石原国務大臣　たゞいま議題となりました道路交通法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、現行の道路交通取締法及び同法施行令を廃止し、新たに道路交通法を制定しようとするものであります。

現行の道路交通取締法は、昭和二十二年に制定され、以来、数次の部分的な改正を加えられて今日に至っているものであります。この間わが国における交通事情は、自動車の急激な発展、普及及び増加に伴い、まことに著しく変化し、特に最近における大都市の道路交通は、同法制定当時と比較しますと、異常にまでに発展、変貌を遂げ、しかも、近い将来におきましては、さらに一そらの複雑と困難が加わることが予想される状況であります。このような実情に対し、現行法令の規定では、すでに種々の点で不十分なことが痛感されるのみならず、今後の交通事情の変化には、とうてい対処し得ないものと判断されるに至りました

で、今回同法及び同法施行令について全面的に検討を加え、新しい時代に即応した道路交通の基本法としてこの法律案を立案いたしたものであります。

この法律案は、現行法令と比較して、相当広い範囲にわたって規定の整備、新設をいたしておりますが、その重要な点は、次の通りであります。

第一は、法の名称を道路交通法とし、また、法の目的を明確にしたことになります。この法律は、道路交通の基本法たる性格を有するものであることにかんがみ、現行の道路交通取締法という名称を改め、道路交通法と、また、法の目的につきましても單に道路における危険を防止し、その他交通の安全をはかるのみでなく、積極的に交通の円滑をはかることを目的としたものです。

第二は、法体系を整備することとともに、用語及び表現を平易化したことであります。現行法におきましては、道路交通の規制に関する基本的な事項が規定することとして、法体系を整備し、また、国民のだれでもがこの法律

を容易に理解し得るように用語及び表現をできるだけ平易にすることに意を用いました。

第三は、交通の規制に関する規定を整備したことであります。そのおもなものは、交通規制のための道路標示の設置に関する規定を新設すること、公安委員会が区間または期間の短い通行の禁止または制限を警察署長に行なわせることができる規定を新設すること

と、自動車の最低速度に関する規定を新設すること及び道路交通に関する調査を行なうための規定を新設すること等であります。

第四は、歩行者の通行に関する規定を整備するとともに、歩行者の保護の徹底をはかったことであります。歩行者の通行につきましては、特に一章を設けまして、その通行方法の基本を明らかにしますとともに、これらの規定には、原則として罰則を付さず、違反者に対しては、警察官が必要な指示を行なうことといたしました。また、車両等の交通方法に関する規定においては、原則として罰則を付さず、違反歩行者の通行の保護をはかることとしたしました。

第五は、車両等の交通方法の合理化をはかったことであります。自動車を始めとする各種車両等の増加に伴いまして、現行規定では、車両等の交通の規制について十分な実効を期することが困難となるに至りましたので、車両の通行方法の基本原則、追い越しに関する規制、交差点における通行方法、停車及び駐車に関する規制等について新たなる規定を設けるとともに、現行規定についても全面的な検討を加え、車両等の交通方法の合理化に必要な規定の整備をいたしました。

第六は、交通の円滑をはかり、危険を防止するための措置を強化したことであります。道路において車両等の通行が停滞したため交通が著しく混雑するおそれがある場合における混雑緩和の措置、違法駐車または違法工作物等が交通の危険を生じさせ、または著しく交通の妨害となるおそれがある場合における移動、除去、移転等の措置について必要な規定を設けるほか、醉つ

ぱらい運転、過労運転等の無謀運転の禁止、整備不良車両の運転の禁止等道路における危険防止の措置に関する規定を整備することといたしました。

第七は、雇用者及び車両運行管理者の義務についての規定を設けたことであります。最近における交通事故及び

交通事故の原因に飲酒によるものが多いとの如きの刑の加重について規定する等罰則の整備をはかることといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第でござります。

○瀧地委員長　次に、去る二十四日、本委員会に付託になりました、内閣提出、地方財政及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。石原国務大臣。

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案（地方財政法の一部改正）
第一条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のよう改正する。
（地方財政法の一部改正）

第一条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のよう改正する。

（地方公共団体における年度間の財源の調整）
第四条の三 地方公共団体は、当該地方公共団体の当該年度にお

ける地方交付税の額とその算定に用いられた基準財政収入額との合算額が、当該地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額を著しくこえることとなるとき又は当該地方公共団体の当該年度における一般財源の額（普通税、入場料、特別とん税、免稅、国有資産等所在市町村交付金、國有資産等所在都道府県交付金、國有提供施設等所在市町村助成交付金、公社有資産所在市町村納付金、公社有資産所在都道府県納付金、地方交付税及び臨時地方特別交付金の額の合算額をいり。以下同じ。）が当該地方公共団体の前年度における一般財源の額をこえることとなる場合において、当該超過額があらたに増加した当該地方公共団体の義務に属する経費に係る一般財源の額を著しくこえることとなるときは、その著しくこえることとなる額を、災害により生じた経費の財源又は緊急に実施することが必要となる大規模な土木その他建設事業の経費その他の必要やな運営に資するため、積み立て、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるところ。

四 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるところの償還の財源に充てなければならぬ。

2 前項の規定により積み立てた金額（以下「積立金」という。）から生ずる収入は、すべて積立金に繰り入れなければならない。

3 積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいり。）その他の証券の買入れ等の確実な方法によつて運用しなければならない。

第四条の四を第四条の五として、第四条の三の次に次の二条を加える。

（積立金の処分）

第四条の四 積立金は、次の各号の一に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

一 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。

二 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。

三 緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他建設事業の経費その他の必要やな運営に資するため、積み立て、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるところ。

（市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費）

第二十七条の三 市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて、住民に対し、直接であると間接であると問わず、その負担を転嫁してはならない。

第二十八条の次に次の二条を加えて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第四条の三第二項及び第三項並びに第四条の四の規定は、前項の規定により積み立てた金額について準用する。

第十条の三中「地方交付税法」の下に「昭和二十五年法律第二百十一条」を加える。

（都道府県が市町村に負担させ得る経費）

第二十七条の次に次の二条を加える。

（都道府県が市町村に負担させ得る経費）

第二十七条の二 都道府県又は都道府県知事は、國又は都道府県若しくは都道府県の機関が実施し、國及び都道府県がその経費を負担する道路、河川、砂防及び海岸に係る土木施設についての大規模かつ広域にわたる事業を政令で定めるものに要する経費で都道府県が負担すべきものとされているものの全部又は一部を市町村に負担させてはならない。

五 債還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てること。

（市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費）

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第三条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 自治府長官は、前二項の規定により財政再建計画の変更において承認を求められた場合には、当該変更に係る財政再建計画が当該財政再建団体の財政の合理的な再建の達成に支障がないと認められる限り、その行政について合理的かつ妥当な

水準が維持されるよう配慮するものとする。

第三条第六項の規定は、前項において準用する同条第一項の規定により自治府長官が財政再建計画の承認を求められた場合について準用する。

第三条第六項の規定は、前項において準用する同条第一項の規定により自治府長官が財政再建計画の承認を求められた場合について準用する。

第三条第六項の規定は、前項において準用する同条第一項の規定により自治府長官が財政再建計画の承認を求められた場合について準用する。

第三条第六項の規定は、前項において準用する同条第一項の規定により、地方財政の基礎が確立した年度以降の年度で政令で定める

又は地方行政に係る制度の改正等により、地方財政の基礎が確立した年度以降の年度で政令で定める

「昭和三十六年度」に、同法同条第二号、第三号又は第五号」を「同法同条第五号」に改める。

第二十四条第二項中「國（國家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条の規定に基づき設置される機関で地方に置かれるもの及び同法第九条に規定する地方

支分部局並びに裁判所法（昭和十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。」の下に「又は日本事務公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本住宅公團、農地開発機械公團、日本道路公團、首都高速道路公團、労働福祉社事業團、国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、北海道東北開発公庫、公營企業金融公庫若しくは中小企業信用保険公庫（以下「公社等」という。）」を加え、同条ただし書中「國」を「國又は公社等」に、「移管しようとする場合を「移管しようとする場合その他のやむを得ないと認められる政令で定める場合」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中地方財政法第二十七条の次に二条を加える規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

（適用）

2 この法律による改正後の地方財政法第七条第一項の規定は、昭和三十四年度の歳入歳出の決算上生じた剰余金から適用する。

3 この法律による改正後の地方財政再建促進特別措置法第二十四条の規定は、この法律に係る部分を除く。の施行の日前においてされた公社等と地方公共団体との契約に基づいて、当該地方公共団体が寄

附金等を支出する場合については、適用しない。

理 由

長期にわたる健全な地方財政の基盤の確立に資するため、地方公共団体における年度間の財源調整に関する規定の整備を強化し、地方公共団体における財政秩序の適正化を図り、歳入欠陥団体に対する地方債の規制を行なうのは昭和三十六年度以降とすることとし、あわせて固定資産税の制限税率の引下げに伴う減収額をうめるための地方債の特例措置を延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○石原国務大臣　ただいま議題となりました地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明いたします。

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中地方財政法第二十七条の次に二条を加える規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

この法律による改正後の地方財政法第七条第一項の規定は、昭和三十四年度の歳入歳出の決算上生じた剰余金から適用する。

この法律による改正後の地方財政再建促進特別措置法第二十四条の規定は、この法律に係る部分を除く。の施行の日前においてされた公社等と地方公共団体との契約に基づいて、当該地方公共団体が寄して御説明申し上げます。

第一は地方財政法の改正に関する事項であります。

その一は、地方公共団体における年度間の財源調整に関する規定の整備を

はかつたことであります。従来からも

增加する義務的経費の額を著しくこ

えて増加することとなる場合等においては、その著しくなることとなる

額は、災害により生ずる経費、減収額の補てん、赤字の解消、緊急に実施を

必要とする大規模な建設事業その他必

要やむを得ない経費の財源に充てるほ

かは、これを積み立てるか、長期にわ

たる財源の育成のためにする財産の取

得等に充てるか、または地方債の繰上償還の財源に充てなければならないもの

といたしました。なおこの積立金は、経済事情の変化等により歳入が激減した場合の財源不足額の補てん、災害関係の経費、財源育成のための財産の取得等の経費、地方債の繰り上げ償還等の特定の経費に充てる以外には取りくすことができないことといたしました。

これが、今後さらに地方公共団体の財

來諸般の改善措置が講ぜられ、その健

全化が促進されて参ったところであり

ます。また、地方財政につきましては、ここ数年

の提案理由とその要旨を御説明いたし

ました。

その二は、地方公共団体相互の間に

財源調整を強化し、国と地方公共団体及び地方公共団体相互の間ににおける財政秩序の適正化をはかり、地方財源の充実の措置に対応して、住民の税外負担を軽減し、財政運営の合理化を通じて長期にわたる財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資する必要があります。以上が本法律案の提案の理由であります。

次に本法律案の内容につきま

の諸措置に対応いたしまして、住民の

税外負担の軽減合理化をはかるため

に、法令の規定に基づき市町村の負担に属する経費のうち政令で定めるもの

につきまして、住民に対し、直接であ

ると間接であると問わず、その負担を転嫁してはならないものとしたしま

した。

その四是、昭和三十四年度において行なった固定資産税の制限税率の引き下げに伴う減収を埋めるための起債の特例措置の延長であります。この措

置は、昭和三十五年度以降におきまし

てもなお当分の間実施することとしたのであります。

第二は、地方財政再建促進特別措置法の改正に関する事項であります。

その一は、財政再建計画の承認また

はその変更の承認を求められた場合、合理的な再建の達成に支障がないと認められる限り、自治府長官は、その行

政について合理的かつ妥当な水準が維持されるよう配慮するものとしたこと

であります。

その二は、現行法上政令で定める年

度以降歳入欠陥を生じた地方公共団体

について、財政再建計画を立てた後でなければ、地方債をもつて公共または

公用の施設の建設事業費、出資金、貸付金、地方債の借りかえ等の財源とす

ることができないこととなっているの

であります。その年度を昭和三十六年

度以降と法定することとし、なお地

方債制限の対象を公共または公用の施設の建設事業費に限ることといたしました。

○濱地委員長　次に、地方財政に関する件につきまして調査を進めます。

昭和三十五年度地方財政計画に関する質疑を継続いたします。門司亮君。

○門司委員　ごく簡単に少しばかり聞

る件につきまして調査を進めます。

昭和三十五年度地方財政計画に関する質疑を継続いたします。門司亮君。

○門司委員　ごく簡単に少しばかり聞

る件につきまして調査を進めます。

昭和三十五年度地方財政計画に関する質疑を継続いたします。門司亮君。

○門司委員　ごく簡単に少しばかり聞

る件につきまして調査を進めます。

昭和三十五年度地方財政計画に関する質疑を継続いたします。門司亮君。

○門司委員　ごく簡単に少しばかり聞

る件につきまして調査を進めます。

○後藤田政府委員　いわゆる基地交付金につきましては、現在の台帳記載額が千二百五十五億でございます。從

支出してはならないこととされているのであります。地方財政の実情にかかるところですが、地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

その二は、地方公共団体における年度間の財源調整に関する規定の整備を

はかつたことであります。従来からも

増加する義務的経費の額を著しくこ

えて増加することとなる場合等におきましては、その著しくなることとな

る額は、災害により生ずる経費、減収額の補てん、赤字の解消、緊急に実施を

必要とする大規模な建設事業その他必

要やむを得ない経費の財源に充てるほ

かは、これを積み立てるか、長期にわ

たる財源の育成のためにする財産の取

得等に充てるか、または地方債の繰上償還の財源に充てなければならないもの

といたしました。なおこの積立金は、経済事情の変化等により歳入が激減した場合の財源不足額の補てん、災害関係の経費、財源育成のための財産の取得等の経費、地方債の繰り上げ償還等の特定の経費に充てる以外には取りくすことができないことといたしました。

これが、今後さらに地方公共団体の財

來諸般の改善措置が講ぜられ、その健

全化が促進されて参ったところであり

ます。また、地方財政につきましては、ここ数年

の提案理由とその要旨を御説明いたし

ました。

その二は、地方公共団体相互の間に

財源調整を強化し、国と地方公共団体及び地方公共団体相互の間ににおける財政秩序の適正化をはかり、地方財源の充実の措置に対応して、住民の税外負担を軽減し、財政運営の合理化を通じて長期にわたる財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資する必要があります。以上が本法律案の提案の理由であります。

固定資産税にかわるものといふように解釈をいたしまするならば、これに一・四%を乗じた額、こういうことになりますので、十数億にならうかと思ひます。

○門司委員 十数億というのじゃなく

幾らになるはずだと思いますが、大体そのくらいの数字になりますか。

○後藤田政府委員 十七億五千七百万であります。

○門司委員 そういたしますと、この十億の金は、実はほとんど根拠がないといふと語弊がありますが、全然根拠

ないわけではないと思いますが、地

方分配にあたっては、今の数字のよう

なことをはじき出して、そしてこれ

が均等化されて配分が行なわれてお

ります。そなだといたしますと、

結局十億というのは半分より少し多く

いくらいの、六割にならないものであつて、基地を持つております自治体

の財政状況といふのは、どこの基地を持つておる自治体の財政状態も、あま

りい財政状態でないことは御承知の

も申し上げましたように、基地経済と

いうものが非常にこんとんとしたもの

があるといふこと、それからほんとど

安定感が薄いということ、いろいろな

事情を勘案して、同時に、日本の政府

の持つておる国有財産等についての固

定資産税相当額といふものを納めるこ

とになるといふこと、そういういろいろな

ありますけれども、そういうことはな

かつたのですか。これは日本政府限りで支出しておった金ですか、防衛分担金の中から支出しておったのか、どっち

なのですか、この際聞いておきたいと

思ひます。

○後藤田政府委員 防衛分担金の中から出ておつたといふよくなことは、私

はないと思います。ただ、現在の対象資産は、配付の際に八割、二割に分けまして、その二割分について、いわゆる根拠のあるもので配分ができるようになります。つまりに、市町村にも、米軍施設があることによる財政需要があるといふことで、その部分も一部加味をいたして、配付はいたしております。

ドル資産のある市町村にも、米軍施設があることによる財政需要があるといふことは、もしこの金が防衛分担金の中から多少でも出ておるといふことにすると、今度の行政協定を見てみます。

○門司委員 いや、私の聞いておりま

すのは、もしこの金が防衛分担金の中

から勝手に分けるといふような今までの行き方ではない。大蔵省の政務次官が見えてれば政務次官に、このこと

だけ余つたからこれだけお前らにやる

こと、防衛分担金がなくなるわけです。

そうすると、これが全部日本政府の負

担になるといふ、こういう形になる。

その間の事情を一応聞いておきたいと

思ひますが、防衛分担金は何も関係

がないといふお答えなら、それどころ

がいと思ひます、どなんですか。

○門司委員 そなだとすると、日本政

府の立場でこういう特別の措置をとら

れておつたといつますると、この問題

の起こりました最大の原因は、さつき

も申し上げましたように、基地経済と

なりするものもいろいろ出てきますの

で、そういう意味で、御指摘のよう

なつておりまする資産にも返還され

大臣としてのお考えを一つお聞きをし

ておきたいと思います。

○石原国務大臣 いわゆる基地交付

金関係の問題であります。対象と

なつておりまする資産にも返還され

ておきたいと思います。

○後藤田政府委員 防衛分担金には関係がございません。

○門司委員 そなだとすると、日本政

府の立場で、かなり大きくなり出

ることだと思いますから、一つ大蔵省が見

るだけ余つたからこれだけお前らにや

ること、このくらい使ふるといふ

うのでござりますけれども——大蔵省

政務次官はおいでになりますか。

○済地委員長 主計官が来ています。

かだれか責任ある人が来てもらえたら

お先に聞いておきたいと思いますが、

やはりこれも大蔵省にぜひ一つ責任あ

る立場で答弁してもらいたいと思うの

字の問題でないのですから……。

それからもう一つ、これも自治庁が

おおかしなものは、例のとん税と

やはりこれも大蔵省にぜひ一つ責任あ

る立場で答弁してもらいたいと思うの

ですけれども、もう一つ地方財政計画

の中でおかしなものは、例のとん税と

やはりこれも大蔵省にぜひ一つ責任あ

る立場で答弁してもらいたいと思うの

ですけれども、もう一つ地方財政計画

の中でおかしなものは、例のとん税と

やはりこれも大蔵省にぜひ一つ責任あ

る立場で答弁してもらいたいと思うの

ですけれども、もう一つ地方財政計画

の中でおかしなものは、例のとん税と

やはりこれも大蔵省にぜひ一つ責任あ

る立場で答弁してもらいたいと思うの

ですけれども、もう一つ地方財政計画

の中でおかしなものは、例のとん税と

やはりこれも大蔵省にぜひ一つ責任あ

る立場で答弁してもらいたいと思うの

ですけれども、もう一つ地方財政計画

都市に配分されるべきである。特に御承

知の通りに、港湾の維持管理は地方の

自治体が行なうよう港湾法に規定さ

れておる。こういうふうに考えて参り

ますと、この特別とん税ととん税と

二つに分けて、片方は大蔵省がとる、片

方は自治体が出る。しかもその額は六

億か七億程度のものであつて、国家財

政の面から見ればきわめて微々たるものである。しかし地方の都市の港湾整

備の関係からいへば、かなり大きくなるのをいふわけであります。従つて金高

は國がとればごくわずかなものにしか

ならない。しかしこれが地方に配付されれば非常に大きな役割をするという

こと、こういう使い方の比重から考えられない。この点についての自治庁の

次官が見えれば政務次官に、このこと

については十分一つ大蔵省の考え方を

聞いておきたいと思ひ。こういう算定

は分けでやるというようなことでは、

まるきり國に隸屬した団体としか考えられない。この点についての自治庁の

地方財政の健全化なんといつたて、

大臣としてのお考えを一つお聞きをし

ておきたいと思います。

○石原国務大臣 いわゆる基地交付

金関係の問題であります。対象と

なつておりまする資産にも返還され

ておきたいと思います。

○後藤田政府委員 防衛分担金には関係がございません。

○門司委員 そなだとすると、日本政

府の立場でこういう特別の措置をとら

れておつたといつますると、この問題

の起こりました最大の原因は、さつき

も申し上げましたように、基地経済と

いうものが非常にこんとんとしたもの

があるといふこと、それからほんとど

安定感が薄いということ、いろいろな

ことがありますけれども、そういうことはな

かつたのですか。これは日本政府限りで支出しておつた金ですか、防衛分担金

の中から支出しておつたのか、どっち

どちら出でたといふよくなことは、私

参考えまして、現在税源配分について税制調査会等で審議をいたしておりますので、御意見を参考にいたしました。将来できれば改善をいたしたい、かように考えております。

○門司委員 そういう経緯があつたといたことはわれわれも承知をいたしてあります。しかしその当時に於ける日本の港といふものは、國が管理して、國が維持しておつた。ところが最近の港は、御承知のように地方の公共団体が維持管理することに法律が変わつておる。事態が変わつておる。しかも大蔵省は関税をちゃんといろいろな形で扱つておる。港に関するものは、歴史がどうあると、変わつておりますから、当然維持管理を行なう港湾を持つておる都市にこれは還元されるべき性質のものである。さつき申し上げましたようなどくわざかな数字、これからいきますと大体八億の十分の七でありますから、ごくわずかな金になるらかと思ひます。そういうものを依然として、もう影も形もない昔の歴史といふものを考へて大蔵省がこれを握つておるということ自体がおかしいと思う。だから大蔵省の政務次官なりあるいは大臣なりがお見えになつたときには、一応自治庁の意見もそいつであつてはならないと思う。事態が変わつておる。港湾の整備については地方の自治体がかなり苦労しておる。これがまた日本の貿易経済等に対する影響もきわめて大きいこと、今日の港湾整備は新しい法律等も出ておる方あります。急を要するものであつて、ことにこれが七大港湾でありますか、十一指定港湾でありますか、その

指定は今年度から新しい構想のもとに港湾整備を行なうことになつたとしております。こういう際に、やはり地方の自治体には当然財源として与うべきものには参りません。

それから次の次に聞いておきたいと思ひますことは、國からきております補助金、負担金あるいは委託費という予算委員会でもお話ししたのであります。それが全部を合わせますと、私はこの間ですが、私のところで勘定したのは千四百三十二からある。そういうたくさんのものがあつて、どこにどう使われておるか事実上わからぬ。これをすつと整理していくと、実際の支出額にこぎあつておるといふことを申し上げたいと思います。なお今の点につきましては、當たらます限り数字を当たりまして御報告を申し上げたいと思いまますと、この財政計画に表われない面でかなり大きなものが出てくると私は思ひます。たとえば委託費にいたしましては、國の職員が職安や衛生關係等にはたらくさんおりますが、これらの諸君には非常に安い単価でござる。あるいは國の職員が職安や衛生關係等にはたらくさんおりますが、これらの諸君にはいずれも法律で認められた規定の他の手当の問題やあるいはその他の手当の問題等については、地方の自治体は自分で支払つておる。國の方の予算で委託費としていかにも職員を派遣し、自分たちが出したような格好にしておる。また財政計画でも受け取つたような形をしておる。しかし実際は地方の自治体の支出がかなりふえておる。もしくいはば關係についておる。

○門司委員 私は、三、四十億と言つておりますが、そんな数字じゃないと思ひますよ。補助金が三分の一といふのが三分の一でなかつたり、四分の一といふのが四分の一でなかつたり、思ひますよ。補助金なんといふのが見合つてない。財政計画の面で見合つておるといふことに書いてあるが、しかしながら實際は見合つてない。それが地方の事情によって生じたものではなくて、國家予算の関係からくる。こういふ誤差はやはり國家予算を審議するときに正すべきだと思う。そうしてその差を縮めていくことが予算審議の上では非常に重要なことだと考へます。同時に地方財政についてもかなり大きな問題にならうかと私は考える。これらのことについて今三、四十億といふようなお話がありましたが、私は必ずしもそういうものでないと思う。もう少し大きな数字が出てこなければなりません。ところが支出の方を見てみると、いろいろな繰り上げ充当の問題を勘案したり、あるいは前年度の繰り上げ充当金とかあるいは失業対策

治療でお調べになつた資料があるながら、この際数字を出していただきたいと思います。

○奥野政府委員 お話しの通り、國庫補助負担金の中には實際の所要額を基礎にして算定すればもう少し増額さるべきだといふような問題があるわけであります。そういう問題につきましては、大蔵省もあるいはその他の主管省とも絶えず話をいたして参つておる思ひます。そこでどうもものについて私たちは逐次是正されてきておると思ひます。三千も四千もある自治体の額との開きといふものが大体どこから出でるかと、これは国の予算のようなわけに参らぬことはわかつております。三千も四千もある自治体のものを一まとめにして自治庁がこしらせていないわけであります。たしかに前国会で私どもの推定で三、四十億に足しがたい問題だと思います。御指摘になりました数字を今ここに持ち合わせておるか事実上わからぬ。これをつけたままですと、この財政計画に表われない面で、なかなか大きなものが出てくると私は思ひます。たとえば委託費にいたしましては、國の職員が職安や衛生關係等にはたらくさんおりますが、これらの諸君には非常に安い単価でござる。あるいは國の職員が職安や衛生關係等にはたらくさんおりますが、これらの諸君にはいずれも法律で認められた規定の他の手当の問題やあるいはその他の手当の問題等については、地方の自治体は自分で支払つておる。國の方の予算で委託費としていかにも職員を派遣し、自分たちが出したような格好にしておる。また財政計画でも受け取つたような形をしておる。しかし実際は地方の自治体の支出がかなりふえておる。もしくいはば關係についておる。

○門司委員 私は、三、四十億と言つておりますが、そんな数字じゃないと思ひますよ。補助金が三分の一といふのが見合つてない。財政計画の面で見合つておるといふことに書いてあるが、しかしながら實際は見合つてない。それが地方の事情によって生じたものではなくて、國家予算の関係からくる。こういふ誤差はやはり国家予算を審議するときに正すべきだと思う。そうしてその差を縮めていくことが予算審議の上では非常に重要なことだと考へます。同時に地方財政についてもかなり大きな問題にならうかと私は考える。これらのことについて今三、四十億といふようなお話がありましたが、私は必ずしもそういうものでないと思う。もう少し大きな数字が出てこなければなりません。ところが支出の方を見てみると、いろいろな繰り上げ充当の問題を勘案したり、あるいは前年度の繰り上げ充当金とかあるいは失業対策

費のふえた分、予算繰り越しの計上分とかいうようなものを入れて参りましても、財政計画として認められたもののが一兆三千三百三十一億に数字がなつておる。支出の方は一兆五千百四十五億、ここでは二千億違つておる。決算の方で一千億違つて支出の方で二千億違つておる。こういう財政計画と決算額との開きといふものが大体どこから出でるかと、これは国の予算のようなわけに参らぬことはわかつております。三千も四千もある自治体のものを一まとめにして自治庁がこしらせていませんが、しかしこういうふうに歳入と支出との関係において数字が食い違つておるといふことを申し上げたいと思います。

○奥野政府委員 お話しの通り、國庫補助負担金の中には實際の所要額を基礎にして算定すればもう少し増額さるべきだといふような問題があるわけであります。そういう問題につきましては、大蔵省もあるいはその他の主管省とも絶えず話をいたして参つておる思ひます。そこでどうもものについて私たちは逐次是正されてきておると思ひます。三千も四千もある自治体の額との開きといふものが大体どこから出でるかと、これは国の予算のようなわけに参らぬことはわかつております。三千も四千もある自治体のものを一まとめにして自治庁がこしらせていないわけであります。たしかに前国会で私どもの推定で三、四十億に足しがたい問題だと思います。御指摘になりました数字を今ここに持ち合わせておるか事実上わからぬ。これをつけたままですと、この財政計画に表われない面でかなり大きなものが出てくると私は思ひます。たとえば委託費にいたしましては、國の職員が職安や衛生關係等にはたらくさんおりますが、これらの諸君には非常に安い単価でござる。あるいは國の職員が職安や衛生關係等にはたらくさんおりますが、これらの諸君にはいずれも法律で認められた規定の他の手当の問題やあるいはその他の手当の問題等については、地方の自治体は自分で支払つておる。國の方の予算で委託費としていかにも職員を派遣し、自分たちが出したような格好にしておる。また財政計画でも受け取つたような形をしておる。しかし実際は地方の自治体の支出がかなりふえておる。もしくいはば關係についておる。

○門司委員 私は、三、四十億と言つておりますが、そんな数字じゃないと思ひますよ。補助金が三分の一といふのが見合つてない。財政計画の面で見合つておるといふことに書いてあるが、しかしながら實際は見合つてない。それが地方の事情によって生じたものではなくて、國家予算の関係からくる。こういふ誤差はやはり国家予算を審議するときに正すべきだと思う。そうしてその差を縮めていくことが予算審議の上では非常に重要なことだと考へます。同時に地方財政についてもかなり大きな問題にならうかと私は考える。これらのことについて今三、四十億といふようなお話がありましたが、私は必ずしもそういうものでないと思う。もう少し大きな数字が出てこなければなりません。ところが支出の方を見てみると、いろいろな繰り上げ充当の問題を勘案したり、あるいは前年度の繰り上げ充当金とかあるいは失業対策

だが、橋の方はまだ重量制限をしてい
るような橋が幾つかあるというような
ことをしばしば聞くのであります。こ
れは健全な町村の運営がされてないと
いうことで、なすべきことをなさない
で、そうしてただ黒字だけを追つてお
るといふような誤った考え方方が非常に
強かつたのじゃないか。ところがそれ
すらも現在ではもうほつほつ隠しきれ
ない。いわゆるやるべきものはやると
いうことになれば、結局赤字がふえて
くるという傾向をたどりつつある。
従つて、今日の地方財政の歩みとしま
しては、再び赤字に進みつつあるよう
なことが、たとえば三十二年度、三十
三年度の決算を見てもうなづけるので
あります。こういう点について自治庁
として何かお考えがござりますか。

○石原国務大臣 私から申し上げるま
でもなく、経済というか、財政にもい
ろいろカーブができるのであります。ま
して、三十二年の地方財政は比較的
よかつたのであります。しかし一方、歳
後半期から悪くなつた。その影響が三
十三年度に現われて、三十三年度で
は、経済界の不況を反映して入るべき
ものが入らなかつた。しかしながら、歳
出の面におきましては、義務費的性格
の強い経費や、行政水準を上げたいと
いうことで向上のための避けがたい経
費等が相当増額して参りましたので、そ
れ込めて、まだ総決算はできておりません
けれども、また上がりカーブになつてい
るのじやないかと私は思うのであります
して、経済界の情勢が非常に反映をし

て参りまするので、三十三年が一つの
底になつているような感じがいたすの
であります。三十四年はおそらくよ
くなつてきていると思うし、また、こ
のよくなつてきている状態を今後も続
けてもらいたいのだ、かように思つてお
ります。

○門司委員 私の見ておりまするの
は、そういう一応の御答弁もあるかと
思いますが、町村のといいますか、地
方の自治体の実態なんですね。今申し
上げましたように、やるべき仕事をや
らないでいる。そうして必然的にその
仕事をやらなければならぬ状態が出て
きておつて、今までのよだんな観念では
地方財政を見るわけにはいかなくなつ
う今までおろそかにされておつたもの
がどうしてもやらなければならぬよ
うな事態に進んできておつて、従つて
表面だけの財政計画では地方の自治体
といらものがまかなければならぬ状
態に進みつつあると私は思つ。その辺
の親心といいますか、考え方方が一休自
治庁にあるのかないのか、政府にある
のかないのか。もしこれがないとそれ
ば、地方の自治体といらものは、表面
上は黒字を持つておつても、実際はき
わめて大きな赤字であるということが
言えると思う。なすべき仕事をなさら
なかつたから、その分だけ全部赤字と
して計算してごらんなどいえらい赤
字になる。こういうことが結局住民の
負託にこたえられないゆえんであつ
て、その反動がどこにくるかといえ
ば、一錢でもよけいに國から補助金を
もらうことがいわゆる自治体のためだ
といふことで、補助金の争奪戦という
ことがあつて、ここにはかなりのウエート
がかかるつておる。もしそうでないと言
ふておるといふことは特別の
処置をしなければならないといふワク
五五年後にオリソビックがあるから水道
と下水と屎尿の処置については特別の
ですが、これはわけがあるんでしよう。
ふくらが、公営企業、準公営企業が四百億起債が
ふえておるといふことになつております
が、これはわけがあるんでしよう。

○門司委員 今、あなたの答弁ですが、
公営企業、準公営企業が四百億起債が
ふえておるといふことになつております
が、これはわけがあるんでしよう。
ふくらが、公営企業、準公営企業が四百億起債が
ふえておるといふことになつております
が、これはわけがあるんでしよう。
ふくらが、公営企業、準公営企業が四百億起債が
ふえておるといふことになつております
が、これはわけがあるんでしよう。

○石原国務大臣 今そちらの方から若
干という声もありましたが、全然ない
わけではありません。しかし、その
ためだけにふえているといふわけでは
ございません。まだオリンピックも先
年、三十七年、だんだんふやしていか
なければならぬと思っております。

○門司委員 どうもそれ以上これを開
くのはどうかと思います。

それから、これはこまかいことです
が、財政計画の中では問題にならうと思
いますのは、警察官が三千人ばかりふ
えるように聞いておりますが、その施
設費はどうなつておりますか。人間だ
けをふやしたからといつて——デモを
取り繕まるには人間をふやした方が都
合がいいかも知れないが、ほんとうの
警対能力というものを発揮しよろとす
れば、どうしても施設費をふやす方が
よろしいんじゃないかと考えられるん
です。これは都道府県の費用でや
ることでありますけれども、どこの県を見
ても——今度は交通の取り締まりの法律
が出ておりますから、そのときについ
ては申し上げてもいいと考えておつた
が、機械で交通の撲滅をこしらえる、
いわゆるゴー・ストップの場所をたく
さんこしらえるといふことですが、
かなり私は地方で要望されていふと思
う。またそれに必要な個所があると思
う。しかし施設費がないためにそろい
しがやれておらない。これはこの
信号機はみなやめて、普通のおまわり
さんしたといふことが書いてあります
した。日本もそういうことにするな

ら、三千人ばかりおまわりさんをふやしていいかもしないが、やはり日本ではそういうことでなしに、この際私は警察としては施設費の予算をとるべきじやないか、ただ人間だけをふやしたからといって、警察行政がよくなるというものの考え方では、私はいけないと思います。たださつきもいやみを言いましたけれども、デモを取り締まるには機械ではなかなか取り締まりにくいから、人間をふやした方がいい。警察行政をやつていこうとすればこの辺のつり合いはどうなつております。

○奥野政府委員 増員に伴います関係の設備の費用でありますとか、そういうものは当然にふえておるわけあります。地方財政計画の上では、それらの国庫負担分に伴う地方負担分の増加はもとより計上しているわけござりますが、積極的に地方単独で警察施設をさらに整備するための費用というような形での振り分けはいたしております。申しますれば、単独事業で削らなければならなかつたかという理由がどこかにありますか。その数字的理由がどこかにありますか。その数字的理由がどこかにありますか。百二十億程度の減収があるといふ見込みでございません。しいて申しますれば、単独事業につきましては、前回の御質問に対してもおつても始まらないかよろしくお考えます。

○門司委員 委員長、どうでしようかね。自治廳と討論しておつても始まらないかよろしくお見えています。大蔵省は見えています。○瀧海委員長代理 主計官が来ておりてあります。政務次官が来る予定になつております。政務次官は建設委員会で答弁中であります。今來るよう交渉しております。

○瀧海委員長代理 さつき書きましたとん税の問題でも、基地交付金の問題にしては、あれはかなり政治性を持つておる。だから大蔵省の政治的立場に立つた答弁のできる人が来ないと、聞いたてむだですか……。

○瀧海委員長代理 もう間もなくです。今連絡をしております。○門司委員 それではあまり大蔵省に聞いても実はしようがないのですが、一、二大ざんに聞いておきたいと思いまことは、あなた方が事務的に仕事をされる場合に、たとえば七百億の減税に伴う地方の負担分を一体どうして削らなければならなかつたかといいう理由がどこかにありますか。その数字的理由がどこかにありますか。百二十億程度の減収があるといふ見込みでございませんが、地方政府といふものと、國庫といふものと、これはあなたに申し上げることがいいか悪いかわかりませんが、地方政府といふものと、國庫といふものと見たらどうですか。地方の自治体では、たとえば税外負担、法定外普通税といふのがあります。これの総額は大体八億をとております。それからその次には地方の自治体が同じように条例で定めた超過税率による徵収があります。これが八十億をとております。両方合わせると八十八億四、五千万円に私はなると思います。これは三十四年度の決算あるいは三十三年度の決算を見れば数字がはつきりしていると思う。何のために地方はそういう負担をしなければなりませんか。國税はそういうものがありますから、國税では逆に金持に減税をしているでしよう。租税特別措置法は単なる団体だけではありませんます。従つて所得税額または所得を基礎として課税される住民税も同様でござりますので、これは減税という格好であります。

○瀧海委員長代理 さつき書きましたとん税の問題でも、基地交付金の問題にしては、あれはかなり政治性を持つておる。だから大蔵省の政治的立場に立つた答弁のできる人が来ないと、聞いたてむだですか……。

○瀧海委員長代理 さつき書きましたとん税の問題でも、基地交付金の問題にしては、あれはかなり政治性を持つておる。だから大蔵省の政治的立場に立つた答弁のできる人が来ないと、聞いたてむだですか……。

○瀧海委員長代理 さつき書きましたとん税の問題でも、基地交付金の問題にしては、あれはかなり政治性を持つておる。だから大蔵省の政治的立場に立つた答弁のできる人が来ないと、聞いたてむだですか……。

○瀧海委員長代理 さつき書きましたとん税の問題でも、基地交付金の問題にしては、あれはかなり政治性を持つておる。だから大蔵省の政治的立場に立つた答弁のできる人が来ないと、聞いたてむだですか……。

いるものを感じて動かしておるの
は、これらの負担なんです。そういう
ものに目をつぶつておって、大蔵省が
地方もやつてもらいたいというような
ものになつておるか。しかもさつき申
し上げたから聞いておると思うが、財
政計画と三十三年度の決算の相違も、
一千億から二千億の相違を来たしてお
る。だから、こういうものについての
大蔵省のものの考え方を一つはつきり
して下さい。来年から全部なくする、
一切寄付金はとらないという法律が出
ますか。もし寄付金をとるような者
があつたらそれは罰するという法律を
出せますか。税外負担は決してしては
いけない、超過税率はやめさせる、法
定外普通税も全部やめさせるという法
律がもし出せるなら出しなさい。これ
は出せぬでしょう。あなた方そういう
法律をお出しになるならないか。私は
は、こまかい議論をすることはやめま
して、そういう一切の負担、一切の超
過税率、法定外普通税といふようなも
のを来年から禁止いたしますといふ
大蔵省がいたしますという答弁が、で
きるならやつてごらんなさい。

○奥村(又)政府委員幾分政策的な面
にもわかつての御質問でありますので、私からお答えいたします。なお足
らざる点は他の政府委員から申し上げ
たいと思います。

は、國税の面では預貯金などの所得

者、いわばこれは不勞所得です。そろ
はおかしいと思う。この地方財政計
画をよく見てごらんなさい、どういう
ものになつておるか。しかもさつき申
し上げたから聞いておると思うが、財
政計画と三十三年度の決算の相違も、
一千億から二千億の相違を来たしてお
る。だから、こういうものについての
大蔵省のものの考え方を一つはつきり
して下さい。来年から全部なくする、
一切寄付金はとらないという法律が出
ますか。もし寄付金をとるような者
があつたらそれは罰するという法律を
出せますか。税外負担は決してしては
いけない、超過税率はやめさせる、法
定外普通税も全部やめさせるという法
律がもし出せるなら出しなさい。これ
は出せぬでしょう。あなた方そういう
法律をお出しになるならないか。私は
は、こまかい議論をすることはやめま
して、そういう一切の負担、一切の超
過税率、法定外普通税といふようなも
のを来年から禁止いたしますといふ
大蔵省がいたしますという答弁が、で
きるならやつてごらんなさい。

○奥村(又)政府委員幾分政策的な面
によると、このシャウプ勧告に基づく
國、地方を通じての税制の大改正及び
地方財政の制度の根本改正、これが
理想的なものを作つてはみたものの、
その通りにはなかなか実施されなかつ
たということに、私は根本的原因があ
るかと思うのであります。地方財政の
面あるいは地方税の面は、これは所

管大臣もおられることがありますか
へ差し控えます。

國税について申しますと、シャウプ
勧告のときに実施された國税の税法が
一つ一つ改正と申しますか、門司委員
に言わせるならばおそらく改悪とおっ
しゃるでしょうか。せつかくの理想的
な税法として実施したもののが一つ一つ
常に困つておるじゃないか、こういう
のは減税されて不公平である。そろし
て地方財政は今お話しのように、法定外
の普通税だとあることは寄付とか非
常によつておるのではないか、こういう
ことのないように承ります。な
るほど國税につきまして、御説の通
りの点が私はあると思います。従いま
して政府といたしましても、こういう
点は何とか極力は正して参りたいとい
うことで、御承知の通り昨年の四月一
日から預貯金に対する免稅の措置をや
めまして、分離課稅ではありますか、
一〇%の課稅をするといふところまで
こぎつけたのですが、まだまだ
不十分であります。分離課稅そのもの
がこれは不公平な措置でありますか
ら、これを改めて参りたいと思います
が、そう急激にいたすことはなかなか
困難である。貯蓄増強を急速に日本
の経済基盤を強化するためにやむを得
ぬ措置としてやつておる次第でござい
ます。しかし根本的には、こういふ
門司委員も御承知の通り、昭和二十四
年アメリカから来られたシャウプ博士
によるところのシャウプ勧告に基づく
國、地方を通じての税制の大改正及び
地方財政の制度の根本改正、これが
理想的なものを作つてはみたものの、
その通りにはなかなか実施されなかつ
たということに、私は根本的原因があ
るかと思うのであります。地方財政の
面あるいは地方税の面は、これは所

管大臣もおられることがありますか
へ差し控えます。

○門司委員私は、そういう趣報告
みたいな答弁を聞きたくないので、
シャウプ勧告なんといふのは、私も
シャウプさんに会いました、當時よ
うどこの委員会の理事を仰せつかつ
ております。税制改革は、特にシャウ
プさんにお目にかかるて議論をしてき
ます。あとの人の考え方とは、これはよけい
なことですけれども、日本の経済は底
が非常に浅いじゃないか、従つて資本
がふえておるからと言うから一つ大蔵
省の方に聞いておきたい。大蔵省はそ
れでよろしい。必ず大蔵省は負担す
る。そういうふうなものが大体九十億
から百億、それからわれわれの勘定し
た税外負担は六百億かそこらです。税
額が六千三百三十億の予定ですか
ら、これの一割と見ても六百二十三億
ですから、八百億くらいのものをこの

い。經濟の伸びがあるのだから、こう
ならめんどうを見てもらいたい。財政
に余裕があるからというなら、こうい
う住民の負担を全部やめてもらいた
い、こう政府が腹をきめることができ
るか。もし腹をきめることができます
ばかしいことをシャウプさんがきめて
いたのです。だからそのときの事情は
はわかります。しかし、現在の事情は
それでないということ。それから先ほ
どから私が聞いておりますのは、この
は政務次官に一つ特に聞いておいて
てこれで公平かといふと、これまた非
常に問題が多くございます。従いま
して御案内の通り、ただいま總理大臣の
もとに税制調査会を置きました、昨年
から三カ年間のうちに國税、地方税を
通じての根本的な再検討をいたしまし
て、日本の実情に則し、しかも國税、
地方税を通じて公平なものを作りた
い。こういふようにただいま努力いた
しておる次第でござりますから、御了
承願いたいと思います。

○門司委員私は、そういう趣報告
みたいな答弁を聞きたくないので、
シャウプさんに会いました、當時よ
うどこの委員会の理事を仰せつかつ
ております。税制改革は、特にシャウ
プさんにお目にかかるて議論をしてき
ます。あとの人の考え方とは、これはよけい
なことですけれども、日本の経済は底
が非常に浅いじゃないか、従つて資本
がふえておるからと言うから一つ大蔵
省の方に聞いておきたい。大蔵省はそ
れでよろしい。必ず大蔵省は負担す
る。そういうふうなものが大体九十億
から百億、それからわれわれの勘定し
た税外負担は六百億かそこらです。税
額が六千三百三十億の予定ですか
ら、これの一割と見ても六百二十三億
ですから、八百億くらいのものをこの

